

## 第3章 公庫

### 第1節 国民金融公庫・中小企業金融公庫・環境衛生金融公庫・中小企業信用保険公庫

本節では、国民金融公庫、中小企業金融公庫、環境衛生金融公庫、中小企業信用保険公庫の4公庫について論じる。この4公庫は、融資ないし保険の対象が中小企業に関係している点で共通しており、中小企業政策や経済対策等による措置も共通する点が多いため、以下でまとめて述べる。

#### 1 各公庫の概要

##### (1) 国民金融公庫<sup>1)</sup>

「国民金融公庫法」(昭和24年法律第49号)第1条によれば、国民金融公庫は、「庶民金庫及び恩給金庫の業務を承継し、銀行その他一般の金融機関から資金の融通を受けることを困難とする国民大衆に対して、必要な事業資金の供給を行うことを目的とする」機関である。国民金融公庫の貸付制度は、平成元年度末時点で、① 中小企業者向けの普通貸付、② 恩給受給者向けの恩給担保貸付、③ 学生、生徒又はその親族者向けの教育資金貸付の3つから成っていた。普通貸付は更に、① 一般貸付、② 小企業等経営改善資金貸付(昭和48年度より実施)、③ 特別貸付、④ 記名国債担保貸付の4種類に区分される。

これらの業務の原資となるのは、全額政府出資の出資金と資金運用部からの借入金等である。出資金は全額一般会計から出資されており、表 2-3-1に示したように、平成元年度から平成7年度まで毎年度出資され、平成10年度にも出資された。特に平成4年度から平成7年度は経済対策等に伴い、出資額も増加した。また、表 2-3-2に示したように、財政投融资計画も増加傾向にあり、第

1章で述べたように、平成7年度以降は期限前償還の増加等により実績が計画を下回り、不用額を計上している。平成元年度から平成10年度の期間、国庫に納付すべき利益金は発生せず、表 2-3-3に示したとおり、毎年度一般会計から補給金を受け入れた。

## (2) 中小企業金融公庫<sup>2)</sup>

「中小企業金融公庫法」(昭和28年法律第138号)第1条によれば、中小企業金融公庫は、「中小企業者の行う事業の振興に必要な長期資金であって、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的とする」機関である。中小企業金融公庫の平成元年度末時点での貸付制度は、中小企業者一般を対象とする一般貸付と近代化及び構造改善の促進並びに公害防止施設の整備等が必要とされる中小企業者に対して特別の貸付条件を設けた特別貸付に大別され、貸付金の用途は設備資金と長期運転資金に限定されていた。

なお、国民金融公庫、中小企業金融公庫の目的はいずれも中小企業者の長期資金を供給するという点では共通しているが、平成元年度の一般貸付の一貸付先当たりの融資限度額は国民金融公庫が3500万円、中小企業金融公庫が3億5000万円(いずれも既往貸付金残高を含む。)と10倍の差があり、後者の方が中小企業の中でも比較的事業規模の大きい企業を融資対象としているという違いがある。<sup>3)</sup>

これらの業務の原資は、全額政府出資の出資金、資金運用部等からの借入金及び出資金の30倍を発行限度とする中小企業債券である。出資金及び財政投融資のすう勢は表 2-3-1と表 2-3-2に示したように、国民金融公庫とほぼ同じであるが、公庫の経営基盤強化のため、平成2年度を除いて毎年度、産業投資特別会計から40億円以上の出資を受けた。平成元年度から平成12年度までの期間、国庫に納付すべき利益金は発生せず、表 2-3-3に示したとおり、毎年度一般会計から補給金を受け入れた。

## (3) 環境衛生金融公庫<sup>4)</sup>

「環境衛生金融公庫法」(昭和42年法律第138号)第1条によれば、環境衛生金融公庫は、「公衆衛生の見地から国民の日常生活に密接な関係のある環境衛生関係の営業について、衛生水準を高め、及び近代化を促進するために必要な資

金であって、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通し、もって公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする」機関である。環境衛生金融公庫の事業は、環境衛生関係営業者に対して設備資金又は運転資金の貸付けを行うことである。ここでいう「環境衛生関係営業者」とは、具体的には飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、氷雪販売業、理容業、美容業、興行場営業、旅館業、浴場業又はクリーニング業者、及び環境衛生同業組合等の組合、理容師・美容師養成施設の開設者のことを指す。平成元年度時点での貸付けの種類は、① 一般設備貸付、② 振興事業設備貸付、③ 振興運転資金貸付、④ 特例貸付、⑤ 小企業等設備改善資金特別貸付、⑥ 消費税導入円滑化貸付の6種であった。

これらの業務の原資は、一般会計からの出資金と資金運用部等からの借入金であり、そのすう勢は表 2-3-1と表 2-3-2に示したように、国民金融公庫、中小企業金融公庫と同様である。なお、平成元年度から国民金融公庫との合併の前年に当たる平成10年度までに国庫に納付すべき利益金は発生せず、表 2-3-3に示したとおり、毎年度一般会計から補給金を受け入れた。

#### (4) 中小企業信用保険公庫<sup>5)</sup>

「中小企業信用保険公庫法」(昭和33年法律第93号)第1条によれば、中小企業信用保険公庫は、「中小企業者の債務の保証等につき保険を行うとともに、信用保証協会に対してその業務に必要な資金を融通することにより、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にすることを目的とする」機関である。中小企業信用保険公庫は昭和33年7月1日、中小企業信用保険特別会計(根拠法は「中小企業信用保険特別会計法」(昭和25年法律第265号))を承継して設立され、政府の出資金を原資とし、中小企業信用保険事業、融資事業、機械類信用保険事業の3事業が行われている。

中小企業信用保険事業は、「中小企業信用保険法」(昭和25年法律第264号)に基づいて行われる信用保証協会に対する再保険事業である。信用保証協会は、物的担保力、信用力の脆弱な中小企業者が金融機関から借入れを行うに際して、その借入債務を保証しているが、中小企業信用保険公庫は保険関係の成立した保証について、信用保証協会が中小企業者に代わって金融機関に弁済(代位弁済)した場合には、それを保険事故として一定割合(てん補率)の保険金を支

払うことになる。

次に、ここでいう融資事業とは、信用保証協会に対し、保証債務額の増大のために必要な原資となるべき資金（長期資金）及び保証債務の履行を円滑にするために必要な資金（短期資金）の貸付けを行うものである。長期資金貸付は普通長期資金貸付、特別長期資金貸付、中小企業体質強化資金助成制度（無利子）、特定地域中小企業特別融資制度に大別される。

また、機械類信用保険事業は、「機械類信用保険法」（昭和36年法律第156号）に基づく事業で、昭和59年10月1日に機械類信用保険特別会計（根拠法は「機械類信用保険特別会計法」（昭和36年法律第157号））を承継したものである。機械類に係る割賦販売契約及び購入資金借入保証契約並びにリース契約による取引につき信用保険を行い、中小企業の設備の近代化及び経営管理の合理化並びに機械工業及びソフトウェア業の振興に資することを目的とするものである。<sup>6)</sup>

これらの業務の原資は一般会計及び産業投資特別会計からの出資金であり、表 2-3-4に示したとおり、上記の事業に対応して平成9年度までは「中小企業信用保険準備基金」、「融資基金」、「機械類信用保険運営基金」の3つの基金に区分され、経理されていた。平成10年度には、破綻金融機関等関連特別保険等事業の創設に伴い、「破綻金融機関等関連特別保険等準備基金」が新設された。「中小企業信用保険準備基金」には、当初予算で平成元年度に195億円、平成2年度から平成9年度まで毎年度100億円、平成10年度に113億円、平成11年度（4月から6月）に157億円が出資され、「融資基金」には、当初予算で平成元年度に195億円、平成2年度に175億円、平成3年度から平成9年度までは毎年度95億円の出資がなされた。以下で確認するように、これに加えて経済対策等の資金的措置のため、補正予算で毎年度出資金が追加されたが、補正後の出資金の推移は表 2-3-4のとおりである。<sup>7)</sup>

〔注〕

- 1) 国民金融公庫の創業から平成11年6月までの沿革については、国民金融公庫編『国民金融公庫五十年史』（平成11年、国民金融公庫）を、平成11年7月から9月については国民生活金融公庫「第51事業年度業務報告書」を参照。
- 2) 中小企業金融公庫の創業から平成15年8月までの沿革については、中小企業金融公庫編『中小企業金融公庫五十年史』（平成15年、中小企業金融公庫）を参照。
- 3) その後の国民金融公庫及び中小企業金融公庫の一般貸付の融資限度は、経済状況の

変化を受けて段階的に引き上げられた。平成3年4月11日にそれぞれ4000万円、4億円となり、平成7年4月1日に4800万円、4億8000万円となった（国民金融公庫編『国民金融公庫五十年史』（平成11年、国民金融公庫）684ページ、中小企業金融公庫編『中小企業金融公庫五十年史』（平成15年、中小企業金融公庫）645ページ）。

- 4) 環境衛生金融公庫の創業から平成9年9月までの沿革については、環境衛生金融公庫編『環境衛生金融公庫三十年史』（平成10年、環境衛生金融公庫）を、平成9年度から平成11年度については環境衛生金融公庫「業務報告書」の各年度を参照。
- 5) 中小企業信用保険公庫の創業から平成11年の合併までの沿革については、中小企業信用保険公庫編『中小企業信用保険公庫三十年史』（平成元年、中小企業信用保険公庫）及び中小企業信用保険公庫編『中小企業信用保険公庫史』（平成12年、中小企業総合事業団）を参照。
- 6) 「機械類信用保険特別会計」については、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史一昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成14年、東洋経済新報社）を参照。
- 7) 中小企業信用保険公庫編『中小企業信用保険公庫史』（平成12年、中小企業総合事業団）118-119、191-194ページ。なお、「機械類信用保険運営基金」は、昭和63年度に8億円追加されて以後、中小企業におけるコンピュータの2000年問題に対する情報化機器等貸与支援事業の実施に伴う平成10年度第3次補正予算の8億円の追加があるのみである。

表 2-3-1 各公庫の資本金の推移

(単位：億円)

	国民金融公庫		中小企業金融公庫			環境衛生金融公庫	
	新規 出資	年度末 累計	新規出資		年度末 累計	新規 出資	年度末 累計
			一般会計	産業投資 特別会計			
平成元年度	20	373	70	45	682	—	10
平成2年度	210	583	195	—	877	—	10
平成3年度	226	809	32	45	954	—	10
平成4年度	394	1,203	152	40	1,146	10	20
平成5年度	515	1,718	363	46	1,555	17	37
平成6年度	82	1,800	87	46	1,688	22	59
平成7年度	415	2,215	489	46	2,223	41	100
平成8年度	—	2,215	—	51	2,274	—	100
平成9年度	—	2,215	—	46	2,320	—	100
平成10年度	204	2,419	411	46	2,777	47	147
平成11年度	—	—	888	46	3,711	—	—
平成12年度	—	—	352	46	4,109	—	—

(注) 単位未満切捨て。

(出所) 国民金融公庫編『国民金融公庫五十年史』(平成11年、国民金融公庫) 611ページ、中小企業金融公庫編『中小企業金融公庫五十年史』(平成15年、中小企業金融公庫) 631ページ、環境衛生金融公庫編『環境衛生金融公庫三十年史』(平成10年、環境衛生金融公庫) 463ページ、環境衛生金融公庫編「平成10年度業務報告書」2-3ページにより作成。

表 2-3-2 各公庫に対する財政投融资計画・実績の推移

(単位：億円)

	国民金融公庫					
	資金運用部資金		簡保資金		合計	
	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績
平成元年度	17,200	21,400	2,900	2,900	20,100	24,300
平成2年度	18,150	21,900	3,095	3,095	21,245	24,995
平成3年度	19,140	22,590	3,210	3,210	22,350	25,800
平成4年度	21,751	26,001	2,789	2,039	24,540	28,040
平成5年度	23,920	29,120	3,200	3,200	27,120	32,320
平成6年度	22,500	22,500	7,500	7,500	30,000	30,000
平成7年度	24,375	22,500	8,125	7,500	32,500	30,000
平成8年度	23,775	21,464	8,125	7,336	31,900	28,800
平成9年度	24,434	26,170	7,266	6,000	31,700	32,170
平成10年度	30,634	26,350	7,266	6,250	37,900	32,600

	環境衛生金融公庫			
	資金運用部資金		合計	
	当初計画	実績	当初計画	実績
平成元年度	1,976	1,976	1,976	1,976
平成2年度	2,158	2,348	2,158	2,348
平成3年度	2,366	2,541	2,366	2,541
平成4年度	2,833	3,333	2,833	3,333
平成5年度	3,258	3,598	3,258	3,598
平成6年度	3,602	3,602	3,602	3,602
平成7年度	3,857	2,460	3,857	2,460
平成8年度	3,615	3,048	3,615	3,048
平成9年度	3,410	3,116	3,410	3,116
平成10年度	4,000	3,240	4,000	3,240

表 2-3-2 (つづき)

	中小企業金融公庫					
	産業投資特別会計		資金運用部資金		簡保資金	
	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績
平成元年度	45	45	13,265	14,465	4,950	4,950
平成2年度	—	—	13,465	14,865	5,515	5,515
平成3年度	45	45	13,851	15,151	5,574	5,574
平成4年度	40	40	15,460	18,710	4,955	4,105
平成5年度	46	46	16,543	20,243	5,311	5,311
平成6年度	46	46	14,604	13,343	9,720	8,881
平成7年度	46	46	14,979	9,760	9,986	6,506
平成8年度	51	51	11,029	8,577	7,320	5,692
平成9年度	46	46	10,601	11,612	5,953	4,293
平成10年度	46	46	13,347	11,848	4,607	3,557
平成11年度	46	46	12,508	6,257	4,346	4,199
平成12年度	46	46	8,239	1,730	5,215	4,540

	政府保証債・ 政府保証借入金		合計	
	当初計画	実績	当初計画	実績
平成元年度	200	200	18,460	19,660
平成2年度	200	200	19,180	20,580
平成3年度	200	200	19,670	20,970
平成4年度	200	200	20,655	23,055
平成5年度	200	200	22,100	25,800
平成6年度	500	500	24,870	22,770
平成7年度	700	199	25,711	16,511
平成8年度	300	199	18,700	14,519
平成9年度	300	199	16,900	16,150
平成10年度	2,100	1,899	20,100	17,349
平成11年度	5,200	5,198	22,100	15,700
平成12年度	8,600	8,584	22,100	14,900

(出所) 大蔵省(財務省)『財政金融統計月報』『財政投融资特集』各号により作成。

表 2-3-3 一般会計からの補給金の推移

(単位：億円)

	国民金融 公庫	中小企業金融 公庫	環境衛生金融 公庫
平成元年度	381	272	44
平成2年度	305	285	40
平成3年度	145	129	59
平成4年度	95	124	64
平成5年度	175	126	67
平成6年度	538	280	66
平成7年度	906	967	90
平成8年度	534	391	67
平成9年度	710	439	58
平成10年度	759	640	49
平成11年度	565	546	—
平成12年度	509	604	—

(注) 単位未満切捨て。

(出所) 会計検査院編「決算統計」各版により作成。

表 2-3-4 一般会計及び産業投資特別会計からの出資金の推移

(単位：億円)

	新規出資				年度末累計
	中小企業信用 保険準備基金	融資基金	機械類 信用保険 運営基金	破綻金融機関等 関連特別保険等 準備基金	
平成元年度	195	215	—	—	5,836
平成2年度	100	235	—	—	6,171
平成3年度	136	203	—	—	7,015
平成4年度	100	418	—	—	8,282
平成5年度	100	1,077	—	—	9,459
平成6年度	146	195	—	—	9,800
平成7年度	335	810	—	—	10,945
平成8年度	100	95	—	—	11,140
平成9年度	182	95	—	—	11,417
平成10年度	3,298	—	8	720	15,443
平成11年度	157	—	—	—	15,600

(注) 1. 単位未満切捨て。計数は補正後ベース。

2. 平成11年度は6月末の数値。

(出所) 中小企業信用保険公庫編『中小企業信用保険公庫史』(平成12年、中小企業総合事業団) 118、192ページにより作成。

## 2 平成元年度から平成3年度までの特別貸付制度

中小企業がその時々々の環境変化に対して適応できるよう、平成元年度以降、各公庫に相次いで特別貸付制度が創設された。

### (1) 地域中小企業活性化貸付（ふるさと貸付）（平成元年5月）

竹下登内閣で出された「ふるさと創生事業」においては、地域内の内発的な活動を支援することが盛り込まれていた。平成元年5月29日、こうした方針に対応して、中小企業金融公庫に地域経済の活性化に資する新たな事業を行う中小企業者を支援し、地域経済の内発的成長を図るための地域中小企業活性化貸付（通称「ふるさと貸付」）が創設された。ふるさと貸付の対象は新事業を行うために必要な設備資金であった。そして、新事業の内容は特許・補助金交付事業関連、公的機関等の開発技術関連、地域関係法等関連等、国の技術政策や地域政策と金融面からの措置との相乗効果を狙ったものであり、貸付限度は5億2000万円（うち運転資金は1億9000万円）とされた。<sup>1)</sup>

### (2) 中小企業経営基盤強化資金貸付（平成2年3月）

平成元年4月の「消費税法」（昭和63年法律第108号）施行に合わせて、平成元年3月、国民金融公庫、中小企業金融公庫、環境衛生金融公庫に消費税導入円滑化資金貸付制度が創設された。施行から1年が経過し、消費税の価格転嫁は進展しつつあったものの、大企業と中小企業の格差は縮小しなかった。こうした状況を受け、平成2年3月、消費税導入円滑化資金貸付制度を拡張する形で国民公庫、中小公庫、環衛公庫に中小企業経営基盤強化資金貸付が創設された。<sup>2)</sup>

以上の措置に対応するため、平成元年度補正予算において、国民公庫、中小公庫に一般会計よりそれぞれ20億円、70億円の追加出資がなされた。<sup>3)</sup>

### (3) 中小企業労働環境整備資金貸付（平成2年6月）

昭和63年の「経済5か年計画」において、完全週休2日制及び年間総労働時間1800時間の実現という目標が掲げられた。大企業では大半が既に週休2日制を実施していたが、中小企業ではいまだ定着していなかった。この方針を受け、

国民公庫、中小公庫に中小企業労働環境整備資金貸付が創設され、中小公庫は6月8日より、また、国民公庫は7月16日よりその取扱いを開始した。この制度の創設により、週所定労働時間を2年以内に2時間以上短縮する計画（時短計画）を有する中小企業が広く公庫の融資対象となり、資金の使途も生産コストの低減・省力化等の経営合理化に資すると判断される設備や人材確保関連設備にまで拡張された。貸付限度は、国民公庫が5200万円（運転資金は3500万円）、中小公庫が5億2000万円（運転資金は1億9000万円）であった。<sup>4)</sup> また、同様の理由で、環衛公庫にも環境衛生関係業者を対象とする労働環境整備施設貸付が創設された。<sup>5)</sup>

#### （4） 中小流通業活性化資金貸付（平成3年1月）

平成2年5月の日米構造問題協議を受け、「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」（昭和48年法律第109号）（通称「大店法」）の運用が緩和され、改正計画が示されると、大型店の出店表明が相次ぎ、中小小売業を取り巻く経営環境が一段と厳しさを増すことが予想された。こうした状況を受けて、平成3年1月、「大型店にかかる規制緩和等へ積極的な対応を行う中小企業の体質強化を図る」ことを目的として、国民公庫、中小公庫に中小流通業活性化資金貸付が創設された。<sup>6)</sup> また、同様の理由で、環衛公庫にも環境衛生業者を対象とする活性化貸付が創設された。<sup>7)</sup>

以上の措置に対応するため、平成2年度第1次補正予算において、国民公庫、中小公庫の平成2年度の貸付規模にそれぞれ380億円、170億円が追加された。そして、この追加に伴う資金所要額のほか、貸付期間の長期化等に伴う回収金等の減少による資金所要額を加え、それぞれ3060億円、1550億円の資金の追加を行うこととし、一般会計からそれぞれ160億円、150億円が新たに出资され、財政投融资がそれぞれ2900億円、1400億円追加された。<sup>8)</sup>

#### （5） 中小企業信用保険公庫の信用保険事業・融資事業の拡充

中小企業信用保険公庫の保険収支は、昭和60年度より実施された「保険収支改善3か年計画」の効果もあって改善され、中小企業信用保険準備基金の取崩しも昭和63年度以降行われなくなった。これに伴い、新規の出資金も減少傾向にあったが、平成4年末をもってワシントン条約によりタイマイの輸入が禁止

となり、原材料の調達が困難となるべつ甲産業事業者への損失補てんが行われることを踏まえて、平成3年12月の平成3年度補正予算において、一般会計より中小企業信用保険準備基金に36億円の追加出資がなされた。<sup>9)</sup>

特別貸付制度の導入に伴い、補正予算において一般会計から融資基金に追加出資された。平成元年度においては、平成2年3月、中小企業の人手不足問題の深刻化を受けて、緊急対策として中小企業人手不足対策緊急貸付が創設され、この措置に対応するため、平成元年度補正予算により20億円が追加された。<sup>10)</sup>

平成2年度には、平成3年1月に大店舗等の進出による影響を被る中小商業・サービス業者の事業転換・新分野進出の支援のための中小流通事業等転換等特別貸付が創設された。この措置に対応するため、平成2年度第1次補正予算において60億円が追加出資された。<sup>11)</sup>

平成3年度においては、平成3年5月から活発化した雲仙岳の噴火活動の長期化に伴い、被災中小企業者の救済融資が実施された。また、平成4年1月、上述のべつ甲の輸入禁止等に伴い影響を受ける中小べつ甲業者の活路開拓を図るためのべつ甲産業事業転換等特別貸付、及び繊維産業に対する設備登録制度廃止の方針が決定されたことに伴い、影響を受ける中小繊維事業者及び産地組合の事業転換を図るため、中小繊維工業事業転換等特別貸付制度が創設された。以上の措置に対応するため、平成3年度補正予算において計108億円が追加出資された。<sup>12)</sup>

〔注〕

- 1) 中小企業金融公庫編『中小企業金融公庫五十年史』（平成15年、中小企業金融公庫）329-332ページ。
- 2) 国民金融公庫編『国民金融公庫五十年史』（平成11年、国民金融公庫）335-338ページ、中小企業金融公庫編『中小企業金融公庫五十年史』（平成15年、中小企業金融公庫）332-334ページ、環境衛生金融公庫編『環境衛生金融公庫三十年史』（平成10年、環境衛生金融公庫）257-259ページ。
- 3) 『国の予算』平成2年度 1078-1079ページ。
- 4) 国民金融公庫編『国民金融公庫五十年史』（平成11年、国民金融公庫）340-341ページ、中小企業金融公庫編『中小企業金融公庫五十年史』（平成15年、中小企業金融公庫）334-335ページ。
- 5) 環境衛生金融公庫編『環境衛生金融公庫三十年史』（平成10年、環境衛生金融公庫）251-252ページ。
- 6) 国民金融公庫編『国民金融公庫五十年史』（平成11年、国民金融公庫）338-340ページ、

- 中小企業金融公庫編『中小企業金融公庫五十年史』（平成15年、中小企業金融公庫）747ページ。
- 7) 環境衛生金融公庫編『環境衛生金融公庫三十年史』（平成10年、環境衛生金融公庫）259-260ページ。
- 8) 『国の予算』平成3年度 1083-1084ページ。
- 9) 中小企業信用保険公庫編『中小企業信用保険公庫史』（平成12年、中小企業総合事業団）118ページ、『国の予算』平成4年度 1055ページ、『中小企業白書』平成5年版「平成5年度において講じようとする中小企業施策」78-79ページ。
- 10) 『国の予算』平成2年度 1078ページ。
- 11) 『国の予算』平成3年度 1060ページ。
- 12) 中小企業信用保険公庫編『中小企業信用保険公庫史』（平成12年、中小企業総合事業団）119ページ、『国の予算』平成4年度 1051、1054-1055ページ。

### 3 国民金融公庫の教育資金貸付制度

#### (1) 教育資金貸付制度への改編

国民金融公庫の進学資金貸付は、昭和53年度の創設以来、「国の進学ローン」として広く利用されてきた。しかしながら、高校・大学等における入学費用や在学中の生活費の高騰を受け、制度の一層の拡充が望まれるようになった。これに対応して進学資金貸付制度の大幅な見直しが行われ、平成3年9月、教育資金貸付（通称「国の教育ローン」）に大改編された。<sup>1)</sup>

主な改正点は以下のとおりである。まず、融資対象者の所得制限が従来の910万円（事業所得者の場合710万円）から1010万円（事業所得者は800万円）に引き上げられた。また、教育機関の多様化に対応して融資対象校も拡充され、修業年限6か月以上の専修学校、各種学校（これらの認可を受けた予備校も含む）、職業訓練校、看護婦・保母養成施設等の「学校教育法」以外の法令に基づいて設置（又は指定・認定）された教育施設が新たに加えられた。資金の用途は、従来の入学時に必要になる資金（入学資金）に加えて、学校納付金（授業料）、住居に係る費用（家賃）、通学に要する交通費（定期代等）など、在学中に必要な資金にまで拡充され、融資限度は学生・生徒1人につき150万円とされた。なお、限られた原資を幅広い層に融資するため、また、日本育英会の奨学金制度が利用可能である点を考慮して、在学資金については50万円以内とされた。利用者の返済負担の軽減を図る観点から据置期間の見直しも行い、従来の

1年以内から在学期間以内（最長4年）とされた。また、在学資金の取扱いを開始することに伴い、従来11月から翌年4月までとされてきた申込み取扱期間の通年化が図られた。<sup>2)</sup>

## （2）教育資金貸付制度の拡充

その後、教育資金貸付制度は、表 2-3-5に示したように順次拡充され、平成5年4月には融資期間の延長が実施された。平成2年11月以来、大学等の就学期限4年以上の学校に限り6年以内（4年未満の場合は5年）と改正されたが、通学する学校の修学年限に限らず一律8年以内となった。

また、平成6年12月には、公的年金制度への加入を資格要件とする新制度の取扱いが開始された。平成7年7月には、国際化の進展に対応して国内の高校・高等専門学校・大学・短期大学に相当する学校、又はこれらに準ずる海外の教育施設で修学年限が2年以上のものにまで融資対象校が拡充され、留学資金にも対応できるようになった。<sup>3)</sup>

〔注〕

- 1) 財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成14年、東洋経済新報社）351-353ページ。
- 2) 国民金融公庫編『国民金融公庫五十年史』（平成11年、国民金融公庫）496-501ページ。
- 3) 同上 502-508ページ。

表 2-3-5 教育貸付の融資限度

実施日	教育一般貸付	郵貯貸付	年金教育貸付
昭和63年11月1日	1進学者につき100万円	1進学者につき108万円	—
平成3年9月1日	学生・生徒1人につき150万円（うち在学資金50万円）	学生・生徒1人につき150万円（うち在学資金50万円）	—
平成4年4月10日	学生・生徒1人につき150万円	学生・生徒1人につき150万円	—
平成6年12月1日	〃	〃	厚生年金保険の被保険者 学生・生徒1人につき 100万円 国民年金の被保険者 同50万円
平成10年1月5日	学生・生徒1人につき200万円	学生・生徒1人につき200万円	〃

（出所）国民金融公庫編『国民金融公庫五十年史』（平成11年、国民金融公庫）686ページ。

#### 4 「緊急経済対策」と公庫融資

平成4年3月の「緊急経済対策」には、「中小企業金融対策」として以下の7項目が盛り込まれた。<sup>1)</sup>

- (1) 政府関係金融機関、信用保証協会に対し、中小企業者の実情に応じたきめ細かい貸付け及び保証等の運営を行うように指導するとともに、民間金融機関についても、中小企業金融の円滑化に配慮するよう要請する。
- (2) 労働力の確保が困難である中小企業の省力化投資については、国と都道府県等との協力により運営されている中小企業人手不足対策緊急貸付（中小企業体質強化資金助成制度）の金利の引下げを図る。

また、国民金融公庫、中小企業金融公庫等の労働環境整備貸付制度について、その貸付対象の拡大を行うとともに、制度の周知徹底等のため各都道府県毎に、都道府県、労働基準局、通商産業局、公庫、関係中小企業団体等をメンバーとする連絡協議会（仮称）を開催すること等により、制度の利用促進を図る。

こうした中小企業向け低利融資制度に加え、労働力不足対応設備リース事業（中小企業事業団）の積極的活用を図る。

- (3) 政府関係金融機関を通じた中小企業に対する円滑な資金供給を促進しているところであり、このため必要な国民金融公庫、環境衛生金融公庫に対する財政投融资計画を追加する（国民金融公庫500億円、環境衛生金融公庫175億円、3月26日に決定）。
- (4) 需要の激しい減少等がみられる業種に属する中小企業者の担保力・信用力の不足を補完するため、「中小企業信用保険法」に基づく倒産関連保証の対象業種を追加する。
- (5) 資金調達力が弱く、設備の選定等についても専門的知識、技術を有しない小規模企業者に対する設備近代化貸与の貸与損料（割賦手数料）及びリース料率の引下げを図る。
- (6) 地域における内需の振興のため、中小企業事業団の高度化融資に係る工場団地、卸団地の建設等を前倒して実施するとともに、その円滑な執行を図るため、都道府県においても必要な措置を講ずるよう要請する。
- (7) 地域的な要因により、売上げの減少等経営の安定に支障を生じている中小企業者に対する経営安定対策貸付の活用を図る。

これを受け、4月1日より国民公庫、中小公庫の労働環境整備貸付制度の貸付対象である中小企業者の範囲が、「時短実施後週所定内労働時間40時間以上48時間以下の中小企業者」から「時短実施後週所定内労働時間が48時間以下の中小企業者」に拡大された。<sup>2)</sup>

また、国民公庫、環境公庫の融資枠の拡大が図られ、予定どおり3月26日に弾力条項により国民公庫、環境公庫の財政投融资がそれぞれ500億円、175億円追加された。<sup>3)</sup>

〔注〕

- 1) 経済企画庁調整局「経済対策集Ⅰ」（平成9年3月）179-180ページ。
- 2) 同上 184ページ。
- 3) 「国民公庫などに675億円、大蔵省、91年度財投に4500億円追加」（『日本経済新聞』平成4年3月27日朝刊）。

## 5 「総合経済対策」と公庫融資

平成4年8月の「総合経済対策」では、「中小企業対策等」として、「厳しい経営環境下において、中小企業に対する一層の金融の円滑化を図るとともに、中小企業の構造改革を促進するため」に、政府関係中小企業金融機関の活用が企図され、以下の措置が盛り込まれた。<sup>1)</sup>

### (1) 中小企業の経営安定対策

- ① 中小企業の資金調達を円滑化を図るため、国民金融公庫及び中小企業金融公庫等の貸付限度額に大幅な別枠を設けること等により貸付規模を拡大する。
- ② 中小企業の経営安定を図るために必要な低利資金を供給するため、緊急経営支援貸付制度を中小企業体質強化資金助成制度において創設する。
- ③ 小企業等の経営安定を図るため、国民金融公庫の小企業等経営改善資金融資制度（マル経制度）等の貸付限度額を引き上げる。

### (2) 中小企業の構造改革のための設備投資促進等

- ① 時短促進のための省力化、環境対応、流通業対策等中小企業が必要とする構造改革を支援するため、政府関係中小企業金融機関及び中小企業体質強化資金助成制度を通じた低利資金の融資制度を設ける等の措置を講ずる。

- ② 中小企業の省力化、合理化関連等の設備投資を促進するため、中小企業の高度化、環境にも配慮したエネルギーの有効活用等に資する設備を、投資促進税制の対象に追加する。
- ③ 中小企業事業団の高度化融資事業を前倒して実施する。
- ④ 中小食料品小売業者等の流通の改善、農林漁業金融の円滑化等を図るため、農林漁業金融公庫の低利融資制度の延長等を行う。

これを受けて、各公庫に通常の一般貸付とは別枠の緊急特例限度貸付（中小企業信用保険公庫においては緊急経営支援貸付）、及び特定フロンの生産の全廃等に対応するための設備導入の促進を図ることを目的とした中小企業環境規制対応資金貸付が創設された。<sup>2)</sup>

これらの措置に対応するため、平成4年度補正予算において、国民公庫、中小公庫、環衛公庫の貸付規模をそれぞれ5170億円、3370億円、750億円追加することとした。国民公庫については、一般会計出資金144億円を含む自己資金等1670億円を見込み、資金運用部からの借入金3500億円が追加された。中小公庫については一般会計出資金152億円を含む自己資金等1870億円を見込み、財政投融资が1500億円追加された。環衛公庫については、新たに一般会計からの出資金10億円が追加され、自己資金等250億円を見込み、財政投融资500億円が追加された。そして、中小保険公庫については、緊急経営支援貸付及び環境対応事業転換等貸付の原資として融資基金に合計323億円の出資金が追加された。<sup>3)</sup>

〔注〕

- 1) 経済企画庁調整局「経済対策集Ⅰ」（平成9年3月）154ページ。
- 2) 国民金融公庫編『国民金融公庫五十年史』（平成11年、国民金融公庫）448-450ページ、中小企業金融公庫編『中小企業金融公庫五十年史』（平成15年、中小企業金融公庫）444-446ページ、環境衛生金融公庫編『環境衛生金融公庫三十年史』（平成10年、環境衛生金融公庫）306-311ページ、中小企業信用保険公庫編『中小企業信用保険公庫史』（平成12年、中小企業総合事業団）100ページ。
- 3) 『国の予算』平成5年度 1049、1071-1072ページ。

## 6 平成5年度の経済対策と公庫融資

平成5年度には「新総合経済対策」、「緊急経済対策」、「総合経済対策」の3度の経済対策が行われ、以下でみるように、公庫の融資等が拡充され、それに伴う予算上の措置が講じられた。

### (1) 「新総合経済対策」

平成5年4月の「新総合経済対策」においては、「厳しい経営環境に直面し、資金繰りが悪化している中小企業の金融の円滑化」のために以下の項目が盛り込まれた。<sup>1)</sup>

#### ① 中小企業等の資金調達の円滑化

- (i) 中小企業の政府関係中小企業金融機関等への資金需要の高まりに対応するため、国民金融公庫、中小企業金融公庫等の緊急特例限度貸付制度の限度額の倍増等を行うとともに、貸付規模を大幅に拡大する。
- (ii) 一時的な業況悪化により、資金繰りが悪化している中小企業の経営の安定を図るため、政府関係中小企業金融機関等に低利の中小企業運転資金特別貸付制度等を創設するとともに、緊急経営支援貸付制度の融資枠を拡大し、下請中小企業や円高等の影響を被っている中小企業に対する特別枠を創設する。
- (iii) 国民金融公庫、中小企業金融公庫等に対する中小企業の債務返済の負担の軽減等を図るため、返済資金緊急融資制度を創設するとともに、中小企業の実情に応じた返済猶予への配慮、担保徴求の弾力化を指導する。
- (iv) 中小農林漁業金融の円滑化を図るため、木材産業等高度化推進資金の貸付枠の拡充等を行う。

#### ② 中小企業に対する信用保証の充実等

- (i) 担保不足等により、資金繰りが悪化している中小企業を支援するため、「中小企業信用保険法」の保険限度額が倍額となる特定業種の指定を弾力的に実施するとともに、政府関係中小企業金融機関等からの融資に対する信用保証協会の保証の弾力的活用を図る。
- (ii) 信用保証協会の保証付融資を拡大するため、中小企業信用保険公庫に対

し出資を行う。

- (iii) 小企業等の資金調達の手滑化を図るため、国民金融公庫にある無担保・無保証の小企業等経営改善資金貸付制度（マル経制度）の貸付枠の拡大等を行う。

これを受け、5月17日に国民公庫、中小公庫、環衛公庫の緊急特例限度貸付の融資限度が引き上げられた。そして、6月に返済資金緊急特別貸付及び中小企業運転資金支援特別貸付が創設された。<sup>2)</sup> 中小企業信用保険公庫においては、平成4年度に創設された緊急経営支援貸付の拡充が図られた。<sup>3)</sup>

そして、これらの措置に対応するために、平成5年6月に成立した平成5年度第1次補正予算において、国民公庫、中小公庫、環衛公庫の貸付規模がそれぞれ7000億円、6500億円、300億円追加された。そのうち、国民公庫については、一般会計借入金63億円、一般会計出資金87億円を含む自己資金等2500億円を見込み、財政投融资4500億円を追加することとされた。中小公庫については、一般会計出資金143億円を含む自己資金等1500億円を見込み、財政投融资5000億円を追加することとされた。環衛公庫については、一般会計出資金4億円を含め自己資金等20億円を見込み、財政投融资280億円を追加することとされた。また、中小保険公庫の融資基金に343億円が追加された。<sup>4)</sup>

## (2) 「緊急経済対策」

平成5年9月16日の「緊急経済対策」では、中小企業対策として以下の項目が盛り込まれた。<sup>5)</sup>

### ① 中小企業等の経営安定対策

- (i) 景気の低迷に加え、円高、冷夏等の影響により資金繰りが悪化している中小企業の一層の経営安定を図るため、政府関係中小企業金融機関等における運転資金支援特別貸付制度の要件緩和、貸付限度額の倍増及び貸付規模の追加を行う。
- (ii) 緊急経営支援貸付制度について、冷夏等の影響により厳しい経営環境に直面している中小企業を支援する仕組みを盛り込むとともに、貸付規模を追加する。
- (iii) 担保不足等により、資金繰りが悪化している中小企業を支援するため、

「中小企業信用保険法」の保険限度額が倍額となる特定業種の指定を一層弾力的に行う。

- (iv) 政府関係中小企業金融機関等及び信用保証協会を活用することにより、中小企業の金融の一層の円滑化を図るため、これらの機関に対し、景気的情勢を踏まえて貸付け、保証を行うよう指導する。
- (v) 円高、冷夏等の厳しい経営環境に直面している農業者等に対し、農業信用基金協会を通ずる保証付融資の拡大等資金融通の円滑化を図る。

## ② 中小企業の構造的な環境変化への対応の支援

中小企業が我が国経済の構造的な変化を克服しつつ活力を発揮できるよう、新分野進出、海外展開等中小企業のリストラ努力を支援することとし、このための法律案を早急に国会へ提出するとともに、次の措置をはじめとして各般の施策を講ずることにより、総合的な対策に早急に着手する。

- (i) 政府関係中小企業金融機関等において低利融資制度を創設する。
- (ii) 中小企業事業団の高度化融資制度を活用し、リストラ関連事業を実施する。
- (iii) 中小企業信用保険において別枠の設定等特例措置を創設する。
- (iv) 中小企業近代化資金等助成制度において償還期間の延長の特例措置を創設する。

これを受け、12月に前述の国民公庫、中小公庫、環衛公庫の運転資金支援特別貸付の融資限度が引き上げられ、新たに中小企業新分野進出等円滑化資金貸付が創設された。そして、中小保険公庫では緊急経営支援貸付制度が拡充された。<sup>6)</sup>

以上の実施に当たって、12月の平成5年度第2次補正予算において、国民公庫、中小公庫、環衛公庫の貸付規模がそれぞれ1150億円、1350億円、67億円追加され、そのために必要な資金として、一般会計からそれぞれ68億円、90億円、3億円の追加出資が行われ、中小保険公庫の融資基金に293億円追加された。<sup>7)</sup>

## (3) 「総合経済対策」

平成6年2月8日の「総合経済対策」においては中小企業対策として以下の項目が盛り込まれた。<sup>8)</sup>

- ① 中小企業の構造的な経営環境の変化への対応の支援
  - (i) 企業家精神に富み将来成長の可能性がある中小企業の新事業展開を強力に支援するため、事業性を的確に評価するための審査体制の確立等を図りつつ、貸付けの一部を無担保で行う新事業育成貸付制度を中小企業金融公庫に創設する。
  - (ii) 厳しい経営環境の中で、人材を確保しつつ事業の拡大を行う中小企業を支援するため、国民金融公庫、中小企業金融公庫等に中小企業成長支援特別貸付制度を創設する。
  - (iii) 中小企業の新分野進出等の努力を一層支援するため、特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の適用範囲の拡充を図るとともに、全国各地において、新分野進出等に成功した事例についての研究会の開催等を行う。

また、同法に定める特定中小企業者等に対し、平成6年度税制改正において、設備投資減税、試験研究関連税制及び欠損金の繰戻し還付の特例措置を講ずる。
  - (iv) 低迷の続く中小企業の設備投資に対する継続的な支援を行うため、平成6年度税制改正において、中小企業機械投資促進税制及び高度省力化投資促進税制の適用期限を平成6年12月31日まで延長する。
- ② 中小企業等の経営安定対策
  - (i) 中小企業の資金繰りを一層支援するため、国民金融公庫、中小企業金融公庫等における運転資金支援特別貸付制度について、要件緩和、貸付規模の追加及び取扱い期間の延長を行うとともに、連鎖倒産防止の観点から貸付対象の拡充を行う。
  - (ii) 中小企業の一層の経営安定を図るため、緊急経営支援貸付制度の要件緩和、貸付規模の追加及び取扱い期間の延長を行う。
  - (iii) 国民金融公庫、中小企業金融公庫等に高金利の既往債務を有する中小企業の返済を円滑化するため、返済資金緊急特別貸付制度について、高金利部分の金利の支払いを一時的に繰り延べることができる措置の導入、取扱期間の延長等を行う。
  - (iv) 担保不足により資金繰りが悪化している中小企業や親会社の工場閉鎖等の影響を受ける下請中小企業を支援するため、「中小企業信用保険法」の保険限度額が倍額となる特定業種等の指定を弾力的に行うとともに、特定業種に属し支援の対象となる中小企業の認定要件の緩和を行う。
  - (v) 中小林業・漁業者等に対する金融の円滑化を図るため、木材産業等高度

化推進資金の貸付枠の拡充等を行う。

③ 中小流通業対策

- (i) 厳しい経営環境に直面している商店街の活性化を一層促進するため、中小企業事業団の高度化融資制度に、中小企業が商店街又はその隣接地域に公共的施設を含む個店集積体を作りこれを核として商店街の活性化を行う事業（商店街パティオ事業）を創設する。
- (ii) 販売促進を図るための人材確保を通じて中小流通業の発展基盤の一層の整備を行うため、国民金融公庫、中小企業金融公庫等における中小流通業発展基盤整備特別貸付について資金用途を追加する。

④ 地域中小企業対策

困難な状況にある地域中小企業の活性化を図るため、国と地方公共団体が協調して行う地域中小企業特別支援貸付制度を創設する。

⑤ 小規模企業対策等

- (i) 設備近代化資金貸付事業及び設備貸与事業における貸付・貸与の限度額を引き上げるほか、設備貸与事業について、対象となる業種、設備の拡充を行うとともに割賦損料、リース料率の引下げを行う。
- (ii) 小規模企業の活力を支援するため、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に基づき、商工会等が行う小規模事業者の事業の共同化等に寄与する施設の設置を円滑に推進することとし、全国各地において、商工会等を対象に当該施設設置に関する研究会の開催等を行う。
- (iii) 中小企業の機械設備の導入を促進するため、中小企業信用保険公庫における機械類信用保険制度の対象となる機械類の拡充を行う。

これを受け、2月24日に国民公庫、中小公庫、環衛公庫に中小企業成長支援資金貸付制度が創設された。<sup>9)</sup>そして、中小保険公庫の緊急経営支援貸付の拡充が実施された。<sup>10)</sup>以上の措置に対応するため、平成6年2月の平成5年度第3次補正予算において、一般会計から国民公庫、中小公庫にそれぞれ130億円、中小保険公庫の融資基金に346億円の出資がなされた。<sup>11)</sup>

〔注〕

- 1) 経済企画庁調整局「経済対策集Ⅰ」（平成9年3月）127-128ページ。
- 2) 国民金融公庫編『国民金融公庫五十年史』（平成11年、国民金融公庫）746ページ、中小企業金融公庫編『中小企業金融公庫五十年史』（平成15年、中小企業金融公庫）748-749ページ、環境衛生金融公庫編『環境衛生金融公庫三十年史』（平成10年、環境

- 衛生金融公庫) 311-314ページ。
- 3) 中小企業信用保険公庫編『中小企業信用保険公庫史』(平成12年、中小企業総合事業団) 100ページ。
  - 4) 『国の予算』平成5年度 1090、1109ページ。
  - 5) 経済企画庁調整局「経済対策集Ⅰ」(平成9年3月) 115-116ページ。
  - 6) 国民金融公庫編『国民金融公庫五十年史』(平成11年、国民金融公庫) 440-441ページ、中小企業金融公庫編『中小企業金融公庫五十年史』(平成15年、中小企業金融公庫) 452ページ、環境衛生金融公庫編『環境衛生金融公庫三十年史』(平成10年、環境衛生金融公庫) 494ページ、中小企業信用保険公庫編『中小企業信用保険公庫史』(平成12年、中小企業総合事業団) 119ページ。
  - 7) 『国の予算』平成6年度 1095、1117-1118ページ。
  - 8) 経済企画庁調整局「経済対策集Ⅰ」(平成9年3月) 87-90ページ。
  - 9) 国民金融公庫編『国民金融公庫五十年史』(平成11年、国民金融公庫) 746ページ、中小企業金融公庫編『中小企業金融公庫五十年史』(平成15年、中小企業金融公庫) 453-454ページ、環境衛生金融公庫編『環境衛生金融公庫三十年史』(平成10年、環境衛生金融公庫) 314-315ページ。
  - 10) 中小企業信用保険公庫編『中小企業信用保険公庫史』(平成12年、中小企業総合事業団) 119ページ。
  - 11) 『国の予算』平成6年度 1133ページ。

## 7 阪神・淡路大震災における被災中小企業支援対策

平成7年1月17日の阪神・淡路大震災は、阪神工業地帯を直撃し、同地の中小小工業者に多大な被害をもたらした。被災した中小企業の資金調達の円滑化を図るため、翌18日より表 2-3-6に示したように、国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫に一般の貸付けとは別枠の「災害復旧貸付制度」が創設された。そして、20日に「平成7年兵庫県南部地震に係る激甚災害指定及び中小企業者等に対する災害融資等に関する特別措置について」が閣議決定されたことを受け、災害復旧貸付についての特別措置が講じられた。対象者は、「激甚災害による被災都道府県(大阪府及び兵庫県)に事業所を有し、かつ① 激甚災害(直接被害及び間接被害)を受けた中小企業者、② 被災都道府県内の取引相手が被害を受けたことにより、間接被害を受けた被災都道府県外の中小企業者」とされ、金利を4.9%から4.45%に引き下げ、特に被害の大きいものについては3%とするものであった。<sup>1)</sup> 環境衛生金融公庫においても同様の措置がとられ、5月22日に災害貸付要綱が改正され、阪神・淡路大震災に係る

災害貸付の貸付限度額が特例的に6000万円とされた。<sup>2)</sup>

中小企業信用保険公庫においても以下の措置がとられた。信用保険事業においては、激甚災害指定に伴い特例措置が講じられた。融資制度においては、平成7年2月に兵庫県信用保証協会に対して早急に融資を実施し、平成7年度より普通長期資金貸付及び特別長期資金貸付の中に震災貸付が創設された。<sup>3)</sup>

以上の実施に当たって、平成6年度第2次補正予算及び平成7年5月に成立した平成7年度第1次補正予算において「災害関連融資関係経費」が生まれ、以下のように一般会計から各公庫への追加出資がなされた。平成6年度第2次補正予算においては、「阪神・淡路大震災による被災中小企業者等の経営安定及び事業再建のため、融資を実施する」ために、国民公庫、中小公庫、環衛公庫、中小保険公庫にそれぞれ82億円、87億円、22億円、146億円（中小企業信用保険準備基金46億円、融資基金100億円）が、平成7年度第1次補正予算においては、それぞれ141億円、81億円、28億円、373億円（中小企業信用保険準備基金91億円、融資基金282億円）が新たに出資された。<sup>4)</sup>

〔注〕

- 1) 総理府阪神・淡路復興対策本部事務局編『阪神・淡路大震災復興誌』（平成12年、大蔵省印刷局）239-240ページ。
- 2) 環境衛生金融公庫編『環境衛生金融公庫三十年史』（平成10年、環境衛生金融公庫）303-304ページ。
- 3) 中小企業信用保険公庫編『中小企業信用保険公庫史』（平成12年、中小企業総合事業団）152-154、164-166ページ。
- 4) 『国の予算』平成7年度 1077、1099-1100ページ、中小企業信用保険公庫編『中小企業信用保険公庫史』（平成12年、中小企業総合事業団）191-193ページ。

表 2-3-6 阪神・淡路大震災の災害復旧貸付

	中小企業金融公庫	国民金融公庫
貸付限度	別枠 1.5億円 (一般分 4億円)	別枠 3,000万円 (一般分 4,000万円)
貸付期間	運転資金 10年以内 (通常は5年) 設備資金 10年以内 (通常も10年)	運転資金 10年以内 (通常は5年) 設備資金 10年以内 (通常も10年)
据置期間	運転資金 2年以内 (通常は1年) 設備資金 2年以内 (通常は1年)	運転資金 2年以内 (通常は6か月) 設備資金 10年以内 (通常も6か月)
貸付利率	通常利率 (4.9%)	通常利率 (4.9%)

(注) 1. 平成7年1月18日現在。

2. 一般の貸付限度額については、震災対策とは別に平成7年4月1日に以下のとおり引き上げられた。

・中小企業金融公庫 4.0億円 ⇒ 4.8億円

・国民金融公庫 4,000万円 ⇒ 4,800万円

(出所) 総理府阪神・淡路復興対策本部事務局編『阪神・淡路大震災復興誌』(平成12年、大蔵省印刷局) 239ページ。

## 8 平成7年度の経済対策と公庫融資

平成7年度には、「緊急円高・経済対策」、「経済対策—景気回復を確実にするため—」の2度の経済対策が行われ、以下のような公庫の融資等の拡充とそれに伴う予算上の措置が講じられた。

### (1) 「緊急円高・経済対策」

平成7年4月の「緊急円高・経済対策」においては、「急激な円高が進展する中、中小企業の経営基盤の安定及び強化を図るとともに、構造的な対策が必要な中小企業の新規事業分野開拓を支援する」ため、「中小企業の経営基盤の安定・強化対策」、「中小企業の構造改革対策」として以下の措置が盛り込まれた。<sup>1)</sup>

#### ① 中小企業の経営基盤の安定・強化対策

- (i) 円高による影響を受ける中小企業の運転資金調達への円滑化を図るための新たな低利融資制度を国民金融公庫、中小企業金融公庫等に設ける。
  - (ii) 緊急経営支援貸付制度（体質強化基金）の取扱期間の更なる延長を行う。
  - (iii) 中小企業信用保険について、円高による影響を大きく受ける中小企業を対象に、保険限度額が倍額となる特例保険制度を創設する。
  - (iv) 円高により経営が悪化している小企業等のため、国民金融公庫の小企業等経営改善資金融資制度（マル経制度）の貸付限度額を引き上げる。
  - (v) 円高をめぐる中小企業の経営上の悩みにきめ細かく対応する産地等緊急相談事業や、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等による緊急相談及び下請企業のための発注開拓の強化など中小企業経営の安定・強化のための所要の措置を講ずる。
- ② 中小企業の構造改革対策
- (i) 国民金融公庫、中小企業金融公庫等における中小企業新分野進出等円滑化貸付について貸付枠の追加、要件緩和及び特別貸付限度額の引き上げを行う。
  - (ii) 事業に新規性が認められる中小企業に対する融資制度（「新事業振興貸付制度（仮称）」を商工組合中央金庫に新たに設ける。
  - (iii) 「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」を4月14日付けで施行する。また、本法及び「特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法」が中小企業によって更に積極的に活用されるよう、事業開拓等に関する決め細やかな実地指導を行う「事業開拓コンサルティング事業（仮称）」を中小企業事業団に創設する。
  - (iv) 輸入実務及び輸入支援施策等につき知見を有するアドバイザーを中小企業事業団に設置することにより、中小流通業者等による輸入への取組を支援する。

これを受け、5月22日に国民公庫、中小公庫に中小企業国際経済環境変化対応等円滑化貸付が創設された。中小保険公庫においては、倒産関連特例の認定基準の緩和、緊急経営支援貸付の拡充が実施された。<sup>2)</sup>そして、これらの措置に対応するため、平成7年度第1次補正予算において、「円高対応中小企業等特別対策費」が生まれ、国民公庫、中小公庫、中小保険公庫に一般会計から新たに108億円、162億円、233億円（中小企業信用保険準備基金60億円、融資基金

173億円)が出資された。<sup>3)</sup>

## (2) 「経済対策—景気回復を確実にするために—」

平成7年9月の「経済対策」においては、中小企業対策の一環として、中小企業等の経営基盤の安定・強化のために以下の項目が盛り込まれた。<sup>4)</sup>

- ・ 政府系金融機関等による運転資金の支援を拡充し、中小企業の資金繰りを円滑化する。
- ・ 政府系金融機関等に高金利の既往債務を有する中小企業等の債務者の返済の円滑化及び返済負担の軽減に資する措置を講ずる。
- ・ 中小企業信用保険の無担保保険、新事業開拓保険等の保険限度額の引き上げ等を行うこととし、次期臨時国会に所要の法案を提出する。また、無担保保証について、引受の促進等を図る。
- ・ 小規模企業向けの経営改善資金に係る融資（マル経制度）及び信用補完制度を拡充する。

これを受け、10月19日に国民公庫、中小公庫、環衛公庫に既往貸付金の利息減免措置のための返済資金緊急特別貸付及び中小企業事業展開支援特別貸付が創設された。また、5月に創設された国民公庫、中小金融公庫の中小企業国際経済環境変化対応等円滑化貸付が拡充され、「中小企業運転資金円滑化特別貸付」と改称された。<sup>5)</sup> また、中小保険公庫においては、無担保保険、特別小口保険の保険限度額が引き上げられ、信用保証協会が無担保保険、特別小口保険に係る保証を積極的に行うための政府保証促進貸付が拡充された。<sup>6)</sup>

これらの措置に対応するため、平成7年度第2次補正予算で「中小企業等特別対策費」が生まれ、国民公庫、中小公庫、環衛公庫に一般会計からそれぞれ166億1400万円、246億500万円、13億5400万円が新たに出资され、220億9900万円、315億1600万円、23億3800万円が補給金として追加された。そして、中小保険公庫には344億円（中小企業信用保険準備基金84億円、融資基金260億円）が出资された。<sup>7)</sup>

### 〔注〕

1) 経済企画庁調整局「経済対策集Ⅰ」（平成9年3月）70-71ページ。

- 2) 国民金融公庫編『国民金融公庫五十年史』（平成11年、国民金融公庫）436-437ページ、中小企業金融公庫編『中小企業金融公庫五十年史』（平成15年、中小企業金融公庫）456ページ。
- 3) 『国の予算』平成7年度 1103ページ、中小企業信用保険公庫編『中小企業信用保険公庫史』（平成12年、中小企業総合事業団）192-193ページ。
- 4) 経済企画庁調整局「経済対策集Ⅰ」（平成9年3月）13ページ。
- 5) 国民金融公庫編『国民金融公庫五十年史』（平成11年、国民金融公庫）436-437、747ページ、中小企業金融公庫編『中小企業金融公庫五十年史』（平成15年、中小企業金融公庫）454-456ページ。
- 6) 中小企業信用保険公庫編『中小企業信用保険公庫史』（平成12年、中小企業総合事業団）191-193ページ。
- 7) 『国の予算』平成8年度 1086-1087、1108-1109ページ、中小企業信用保険公庫編『中小企業信用保険公庫史』（平成12年、中小企業総合事業団）191-193ページ。

## 9 「21世紀を切りひらく緊急経済対策」

平成9年11月の「21世紀を切りひらく緊急経済対策」においては、「景気が足踏み状態にある中で、厳しい経営を強いられている中小企業への資金供給が円滑に行われるようにするとともに、中小企業の積極的な事業活動を支援するため」、中小企業への金融対策として以下の措置をとることとされた。<sup>1)</sup>

- ・ 中小企業に対する金融措置については、既に、政府系金融機関における金利減免措置を平成10年10月18日まで延長したところであるが、バブル期の反省などを踏まえ民間金融機関において貸出に慎重さがみられる中、健全な事業を営む中小企業に対して、必要な資金の供給が阻害されることは適切ではない。このため政府系金融機関において、当該金利減免措置に加え、財政投融资を適切に活用しつつ、貸出・保証条件の緩和等を行うことにより、中小企業者の実情及びニーズに応じた資金対策に万全を期す。また、中小企業庁及び各通商産業局等において中小企業の実情を十分把握し、必要な対応を行うための体制を整備するとともに、都道府県に対しても、同様の体制整備を要請する。
- ・ 年末の金融繁忙期を控え、中小企業者の資金調達の円滑化を図るため、政府系金融機関の本店・支店及び信用保証協会に、本年11月30日までに、特別な相談窓口を設置し、貸出・保証手続きの迅速化、一定の条件の下での返済猶予など既往債務に対する適切な対応を図る。

また、国民金融公庫等の政府系金融機関において、代理店を拡充し、中小企業者への資金供給の円滑化を図る。

- ・ 政府系金融機関に、金融機関との取引が著しく変化し、運転資金の確保に困難が生じるなど、資金繰りに支障をきたす恐れのある中小企業者に対する別枠の融資制度（担保徴求特例を導入）を創設し、本年12月1日より実行する。（中小企業金融公庫：一般枠4億8000万円＋別枠1億5000万円。国民金融公庫：一般枠4800万円＋別枠3000万円。環境衛生金融公庫：一般枠4800万円＋別枠3000万円。）

なお、商工組合中央金庫においてもこれに準じた措置を講じる。

- ・ 中小企業金融公庫において、新規事業の創出、新たな事業展開等中小企業の経済構造改革を支援するための融資制度（別枠4億円）について、新事業育成関連資金に関し担保徴求特例を導入し、また、新分野進出関連資金を本融資制度の対象に追加し、本年12月1日より実行する。

なお、商工組合中央金庫においてもこれに準じた措置を講じる。

- ・ 国民金融公庫の小企業等経営改善資金（マル経）融資について、平成10年度末までの間、別枠措置を拡充し貸付限度額を1000万円とするとともに、新規開業者を貸付対象とする。
- ・ 担保不足等により資金繰りが悪化している中小企業を支援するため、特定業種の指定要件等を緩和し「中小企業信用保険法」の保険限度額が倍額（普通保険：2億円→4億円、無担保保険：3500万円→7000万円、特別小口保険：750万円→1500万円）となる対象業種について、小売関連業種、建設関連業種等を追加（現行指定18業種→44業種）するとともに、平成9年度末に期限の到来する保険料率の引き下げ措置を延長する。

これを受け、11月19日に国民金融公庫・中小企業金融公庫、環境衛生金融公庫の全店に中小企業特別相談窓口が設置され、12月より金融環境変化対応特別貸付が創設された。<sup>2)</sup> 以上の措置に対応するため、平成10年2月の平成9年度補正予算において、国民公庫、中小公庫、環衛公庫の貸付規模がそれぞれ8750億円、4200億円、600億円追加されることとなり、一部を自己資本で賄った上で、財政投融资がそれぞれ6000億円、3000億円、540億円追加された。そして、金利変動等に伴う損益差損の補てんのため、国民公庫、中小公庫、環衛公庫にそれぞれ324億8200万円、211億300万円、8億7400万円の一般会計からの補給金が追加された。また、貸し渋り対策の実施に伴う保険引受けの増大に対応す

るため、中小保険公庫の中小企業信用保険準備基金に82億円の追加出資がなされた。<sup>3)</sup>

〔注〕

- 1) 経済対策閣僚会議「21世紀を切りひらく緊急経済対策」（平成9年11月18日）16-17ページ。
- 2) 国民金融公庫編『国民金融公庫五十年史』（平成11年）423-424ページ、中小企業金融公庫編『中小企業金融公庫五十年史』（平成15年、中小企業金融公庫）469ページ。
- 3) 『国の予算』平成10年度 1047、1067-1069ページ、中小企業信用保険公庫編『中小企業信用保険公庫史』（平成12年、中小企業総合事業団）192ページ。

## 10 平成10年度の経済対策と公庫融資

### （1）「総合経済対策」（平成10年4月）

平成10年4月の「総合経済対策」においては、「中小企業等を支援していくことは、構造改革を強力に進めていく上でも重要」であり、「中小企業に対する必要な資金供給が妨げられることがないように、財政投融资の活用による中小企業への融資の拡充や、創造的中小企業の支援等を行うこととし、事業費2兆円を追加する。また、中堅企業等に対する資金供給の円滑化を図る」とされ、以下の5点が盛り込まれた。<sup>1)</sup>

- ① 中小企業金融の対象を拡大するため、小売業・サービス業、卸売業の定義を見直し、資本金の上限額を引き上げることとし、所要の改正法案を提出するとともに、所要の措置を講ずる。
- ② 危機的状況にある中小企業の資金調達状況を踏まえ、政府系金融機関に新たな貸付制度を創設するとともに、これに伴う追加出資を行う。また、中小企業の事業展開を支援するため、政府系金融機関に新たな貸付制度を創設する。更に、マル経融資〔小規模事業者経営改善資金融資〕の貸付規模の追加及び貸付返済期間延長を行う。
- ③ 中小企業の弾力的な信用保証を十分に確保するため、中小企業信用保険公庫の準備基金及び信用保証協会基金補助金の積み増しを行う。なお、金融機関の自己資本比率の計算上、信用保証協会の保証付融資については、リスクウェイトを10%とする措置を講じたところであり、今後、金融機関における

中小企業向け融資への適切な対応が期待される。

- ④ 地域の実情に即して中小企業等の資金調達に支障が生じないように、地方公共団体に対して、単独施策として、信用保証協会の経営基盤の強化を図りつつ、5000億円の融資枠を追加するよう要請する。
- ⑤ 農林漁業者・木材産業等の資金調達の円滑化を図るため、農林漁業・木材産業等に係る信用保証の充実を図るとともに、農林公共事業等による木材利用の推進を図る。

これを受けて中小企業の定義の見直しが行われた。「中小企業基本法」(昭和38年法律第154号)における中小企業の定義は昭和48年以降見直されておらず、経済情勢の変化に対応できていないという指摘が度々なされていた。5月11日、「中小企業信用保険法」をはじめとする「中小企業金融公庫法」、「環境衛生金融公庫法」、「中小企業倒産防止共済法」の4法を改正する法律案が衆議院に提出された。5月13日の衆議院緊急経済対策に関する特別委員会において、平成10年4月に導入された早期是正措置による貸し渋りの深刻化と金融機関の取引先選別化による資金調達難が予想され、中小企業者の範囲が長い間改定されていないことから、「特に卸売業、小売業及びサービス業に関する資本金基準が実態に比べて低くなり、本来であれば中小企業として扱われるべき企業が金融支援を受けられなくなっていることが問題」となっており、中小企業の定義を表 2-3-7のように改め、中小企業の範囲を拡大することが説明された。この法案は、5月22日に衆議院で原案通り可決、5月29日に参議院で可決・成立し、6月5日に制定・公布された。<sup>2)</sup>

また、国民公庫、中小公庫、環衛公庫に中小企業事業展開支援資金特別貸付、中小企業運転資金円滑化資金特別貸付が創設された。<sup>3)</sup>そして、以上の措置に対応するため、平成10年度第1次補正予算において「中小企業等特別対策費」が生まれ、「中小企業等の経営基盤の安定・強化等を図るとともに、中小企業の構造改革の推進に資するために、融資及び信用補完の充実を図るなどに必要な経費」として、国民公庫、中小公庫、環衛公庫に一般会計からそれぞれ96億円、239億円、35億円の追加出資が行われた。中小保険公庫に対しては、対象中小企業者の範囲拡大に伴う160億円、信用補完の充実に伴う252億円の計412億円が同公庫の中小企業信用保険準備基金に出資された。そして、国民公庫、

中小公庫には257億7800万円、237億9400万円の補給金が追加された。<sup>4)</sup>

## (2) 「中小企業等貸し渋り対策大綱」における中小企業金融対策

民間金融機関における不良債権処理が一層厳しくなる可能性があり、中小企業の資金調達は一層困難となることが予想された。こうした状況に対応するため、平成10年8月28日に「中小企業等貸し渋り対策大綱」が閣議決定された。その中で、政府関係機関の中小企業金融については以下の措置が盛り込まれた。<sup>5)</sup>

### ① 信用補完制度の拡充

- (i) 民間金融機関から貸し渋りを受けた中小企業者に対し積極的な保証を実行すべく、保証要件を緩和し、かつ、保証料率が引き下げられた特別の保証制度を10月1日を目途に創設する。

当該特別保証制度の運用に当たっては、臨時異例の措置として、各信用保証協会に経理を区分した特別の会計を設け、基本財産として新たに必要となる所要資金については、国から全額補助する。

併せて、保険料率の引き下げを図り、また、中小企業信用保険公庫の財務基盤の強化を図る。

- (ii) 今臨時国会に「中小企業信用保険法」の改正法案を提出し、無担保保険及び特別小口保険の保険限度額を引き上げる。

無担保保険 現行3500万円→5000万円

特別小口保険 現行750万円→1000万円

- (iii) 保険限度額が倍額となる特定業種を追加する。

### ② 政府系金融機関の融資制度の拡大

- (i) 以下に掲げる中小企業貸し渋り関連等の特別融資制度の拡充等を図るため、財政投融资の適切な活用を含め、必要な資金量の確保に努める。また、引き続き、返済猶予の弾力化等既往債務に対する適切な措置を図る。

- ・ 金融機関の破綻・貸し渋りで資金調達に支障を来すおそれのある中小企業の事業活動を支援するための金融環境変化対応融資制度
- ・ 売上減少等で資金繰りが困難な中小企業に対する融資額の50%まで担保徴求を免除する運転資金融資制度
- ・ 無担保・無保証人融資（マル経）制度

- ・ 雇用増により事業拡大を図る中小企業に対する低利融資制度
  - (ii) 金融機関の破綻・貸し渋りにより資金調達に支障を来すおそれのある中堅企業等の事業活動を支援するために創設している日本開発銀行及び北海道東北開発公庫の金融環境変化対応融資制度の拡充等を図るため、財政投融資の適切な活用を含め、必要な資金量の確保に努めるとともに、併せて相談窓口の拡充を図る。
- ③ 政府系金融機関の金利減免措置の延長
- 政府系中小企業金融機関に対して中小企業者が有する5%超の債務について、5%超の部分について金利を減免する措置の期限が本年10月18日に到来するところ、本措置を更に1年間延長する。

これを受け、国民公庫、中小公庫、環衛公庫では利息減免措置等を実施した。そして、貸し渋りの影響を受けている中小企業者に対する資金供給の安定化を図るため、10月1日に中小企業金融安定化特別保証制度が創設された。この制度は、① 貸し渋り又は取引金融機関の破綻、合併等により資金調達に支障を生じていることについて市町村長等の認定を受けた中小企業については、破産状態にあるなどの一定の場合を除き、原則として保証を承諾すること（いわゆる「ネガティブリスト方式」を採用）、② 無担保保証における第三者保証人の徴求免除等の保証要件の緩和、を制度の柱としていた。取扱期間は、平成10年10月1日から平成12年3月末までの1年半で、保証規模は20兆円とされた。<sup>6)</sup>

### (3) 「緊急経済対策」における中小企業金融対策

8月の「貸し渋り対策大綱」に加えて、11月の「緊急経済対策」においては、通貨・金融危機に見舞われたアジアの日系企業の支援のため、前述の日本輸出入銀行と並んで「アジア経済で重要な役割を果たす現地日系企業が現下の経済危機を克服できるよう、本年12月1日から中小企業金融公庫・国民金融公庫による本邦親企業経由の現地子会社向け融資制度を創設するとともに、商工組合中央金庫においても、これに準じた措置を講じる」こととされた。<sup>7)</sup> そして、「金融システムの安定化・信用収縮対策」の一環として以下の措置が盛り込まれた。<sup>8)</sup>

いわゆる貸し渋り・融資回収等による信用収縮を防ぎ、中小・中堅企業等に対する信用供与が確保されるよう、先般閣議決定された「中小企業等貸し渋り対策大綱」に盛り込まれた信用保証協会及び中小企業信用保険公庫による信用保証制度の拡充、政府系金融機関の融資制度の拡充等の施策を強力に推進する。

これに加え、中堅企業等向けの貸し渋り対策を抜本的に強化するため、日本開発銀行等の政府系金融機関において、代理貸しの導入、転貸資金融資の導入や融資比率の弾力化を含めた融資制度の拡充、保証料率下限の引下げ等による保証制度の強化を行うとともに、非不動産担保の活用を図る。更に、今後見込まれる社債の大量償還に対応すべく融資機能等を活用するとともに、企業の資金需要に機動的に対応すべく長期運転資金の融資を本格化する。このため、平成10年度における財政投融资の補正及び弾力条項の発動を含め、所要の資金量の確保に努めることとする。

また、破綻金融機関の貸出先の中堅企業向け対策として、信用保証協会及び中小企業信用保険公庫による新たな信用保証制度の導入を行うこととする。

以上の施策により、事業規模5.9兆円程度を追加する。これにより、資金規模ベースでは、「中小企業等貸し渋り対策大綱」で特に確保した中小企業に対する20兆円の信用保証規模と並んで、新たに中堅企業等への融資・債務保証について、従来の資金量に加えて、7兆円を上回る規模の資金量を確保する。

さらに、中小企業等への貸し渋りに対する監視体制を強化するため、金融取引に関する金融機関と利用者との苦情相談窓口の周知等を行い、その活用を図るとともに、各都道府県単位で、金融機関の融資動向に関する情報交換会を開催する。

また、農林漁業者、木材産業等の資金調達のための施策を推進する。

なお、北海道等において、厳しい経営状況に置かれている中小企業の支援や中堅企業等への貸し渋り対策の一層の強化を図る観点から、北海道東北開発公庫における中小企業向け既往債権の金利の減免、信用保証協会の保証の活用を新たに行うとともに、財政投融资を適切に活用し、融資及び債務保証を充実する。

これを受け、国民公庫、中小公庫に海外経済環境変化対応特別貸付が創設された。<sup>9)</sup> また、金融機関の破綻に対応した「新たな信用保証制度」が議員立法の形で準備され、12月14日に国会に提出された。同法案は、12月8日に衆議院、翌9日に参議院において可決され、12月18日に「破綻金融機関等の融資先であ

る中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」(平成10年法律第151号)が公布され、24日に施行された。<sup>10)</sup>

この制度の対象は、資本の額又は出資の総額が5億円未満の会社のうち、破綻金融機関等と取引を行っていたことにより、銀行その他の金融機関との金融取引に支障が生じていることについて、都道府県知事の認可を受けた中堅事業者の事業経営に必要な運転資金及び設備資金であり、取扱期間は平成10年12月24日から平成13年3月31日までとされた。中小企業信用保険公庫では、同法に基づいて破綻金融機関等関連特別保険等業務を行うこととなり、当該業務に係る経理は既存の基金とは区分し、新たに「破綻金融機関等関連特別保険等準備基金」が創設された。<sup>11)</sup>

以上の一連の措置に対応するため、平成10年12月に成立した平成10年第3次補正予算において「信用収縮対策等金融特別対策費」が生まれ、一般会計から国民公庫、中小公庫、環衛公庫、中小保険公庫にそれぞれ108億円、172億円、12億円、3493億円(中小企業信用保険準備基金2773億円、破綻金融機関等関連特別保険等準備基金720億円)が新たに出資された。なお、中小企業信用保険準備基金2773億円の内訳は、金融安定化特別保証に係る保険特例措置の創設に伴う1803億円、一般分の保険収支悪化による損失額の補てん970億円であった。また、国民公庫、中小公庫には信用収縮対策等の一層の推進を図るため、106億900万円、167億8600万円の補給金がそれぞれ追加された。<sup>12)</sup>

〔注〕

- 1) 経済対策閣僚会議「総合経済対策」(平成10年4月24日)11-12ページ。
- 2) 参議院法制局「第142回国会制定法審議要録」312-314、453ページ。なお、この間の5月27日の参議院経済活性化及び中小企業対策に関する特別委員会においては以下の附帯決議がなされ、これらの点については平成11年度に検討されることとなった。  
「政府は、現下の厳しい経済情勢にかんがみ、中小企業の経営を安定化させるため以下の点を実現するべきである。  
一、「中小企業基本法」等における中小企業の範囲の見直し、中小企業予算、税制のあり方等について中小企業の活性化の観点から早急に再検討すること。  
二、中小企業金融については、引き続き中小企業金融公庫等制度金融面からの支援措置を講じていくとともに、審査体制の整備、信用保証制度の充実に努めること。  
なお、中小企業による社債発行等直接金融の円滑化策についても検討すること。」
- 3) 国民金融公庫「平成10年度業務報告書」3ページ、環境衛生金融公庫「平成10年度業務報告書」3ページ、中小企業金融公庫編『中小企業金融公庫五十年史』(平成15年、

- 中小企業金融公庫) 471-472ページ。
- 4) 『国の予算』平成10年度 1089ページ、中小企業信用保険公庫編『中小企業信用保険公庫史』(平成12年、中小企業総合事業団) 192ページ。
  - 5) 内閣官房内閣参事官室「閣議及び事務次官等会議付議事項の件名等目録(平成10年)」216-217ページ。
  - 6) 中小企業信用保険公庫編『中小企業信用保険公庫史』(平成12年、中小企業総合事業団) 136-142ページ。
  - 7) 経済対策閣僚会議「緊急経済対策」(平成10年11月16日) 13ページ。
  - 8) 同上 5-6ページ。
  - 9) 国民金融公庫「平成10年度業務報告書」2ページ、中小企業金融公庫編『中小企業金融公庫五十年史』(平成15年、中小企業金融公庫) 472ページ。
  - 10) 参議院法制局「第144回国会制定法審議要録」24-25、40ページ。
  - 11) 中小企業信用保険公庫編『中小企業信用保険公庫史』(平成12年、中小企業総合事業団) 147-149ページ。
  - 12) 『国の予算』平成11年度 1025-1026、1052-1053ページ、中小企業信用保険公庫編『中小企業信用保険公庫史』(平成12年、中小企業総合事業団) 192ページ。

表 2-3-7 中小企業の定義の見直し

	改正前	平成10年6月改正	平成11年12月改正
製造業等	資本金1億円以下又は 従業員300人以下	同左	資本金3億円以下又は 従業員300人以下
鉱業	資本金1億円以下又は 従業員1000人以下	同左	資本金3億円以下又は 従業員300人以下
卸売業	資本金3千万円以下又は 従業員100人以下	資本金7千万円以下又は 従業員100人以下	資本金1億円以下又は 従業員100人以下
小売業	資本金1千万円以下又は 従業員50人以下	資本金5千万円以下又は 従業員50人以下	同左
サービス業	資本金1千万円以下又は 従業員50人以下	資本金5千万円以下又は 従業員50人以下	資本金5千万円以下又は 従業員100人以下

(出所) 中小企業金融公庫編『中小企業金融公庫五十年史』(平成15年、中小企業総合事業団) 569ページ。

## 第2節 住宅金融公庫

### 1 公庫の概要<sup>1)</sup>

「住宅金融公庫法」（昭和25年法律第156号）第1条によれば、住宅金融公庫の目的は、(1)「国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設及び購入（住宅の用に供する土地又は借地権の取得及び土地の造成を含む。）に必要な資金で、銀行その他一般の金融機関が融通することが困難とするものを融通すること」、(2)「〔産業労働者住宅資金融通法〕（昭和28年法律第63号）に基き産業労働者住宅の建設に必要な資金を融通すること」（産業労働者住宅建設資金融資）、(3)「〔住宅融資保険法〕（昭和30年法律第63号）に基き金融機関の住宅建設等に必要な資金の貸付につき保険を行うこと」（住宅融資保険）、(4)「相当の住宅部分を有する建築物で土地の合理的利用及び災害の防止に寄与するものの建設に必要な資金で、銀行その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通すること」（中高層耐火建築物融資）、以上の4点である。

これらの業務の原資は、全額政府出資の出資金、回収金、資金運用部等からの借入金、住宅宅地債券（昭和57年度より発行開始）である。出資金は972億円で、昭和42年度から平成9年度まで変化がなく、その内訳は、一般会計出資金322億円、産業投資特別会計出資金545億円、見返資金交付金100億円、住宅融資保険基金5億円である。

第1章で述べたとおり、住宅金融公庫の財政投融资計画額は政府関係機関の中で最大であり、表2-3-8で示したように、平成元年度から平成12年度までは5兆円から10兆円で推移している。後述する経済対策等の実施に伴い、事業計画が追加されたため、平成5年度、平成6年度は実績額が計画額を大幅に上回った。しかしながら、後述するように市中金利の低下による民間住宅ローンへの借換え等によって多額の任意繰上償還が発生したため、平成7年度以降は財投借入金の不用が生じた。<sup>2)</sup>

## 〔注〕

- 1) 住宅金融公庫の創業から平成12年6月までの沿革については、住宅金融公庫編『住宅金融公庫五十年史』（平成12年、住宅金融普及協会）、住宅金融公庫編『住宅金融公庫50年史 資料編』（平成12年、住宅金融普及協会）を、平成12年度については住宅金融公庫編『住宅金融公庫年報 平成13年版』（平成13年、日本住宅普及協会）を参照。
- 2) 住宅金融公庫編『住宅金融公庫五十年史』（平成12年、住宅金融普及協会）178-179ページ。

表 2-3-8 住宅金融公庫の財政投融資計画の推移

(単位：億円)

	資金運用部資金		簡保資金		政府保証債・ 政府保証借入金		合計	
	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績
平成元年度	50,048	55,090	885	885	—	—	50,933	55,975
平成2年度	54,758	57,840	1,172	1,171	—	—	55,930	59,011
平成3年度	62,674	54,629	1,356	1,333	—	—	64,030	55,962
平成4年度	63,844	67,784	941	861	—	—	64,785	68,645
平成5年度	67,820	98,655	1,235	1,152	—	—	69,055	99,807
平成6年度	83,580	115,490	6,052	5,922	—	—	89,632	121,412
平成7年度	99,894	46,901	6,395	2,802	—	—	106,289	49,703
平成8年度	102,703	95,370	6,395	5,835	—	—	109,098	101,205
平成9年度	103,276	61,842	3,197	1,882	—	—	106,473	63,724
平成10年度	96,844	60,909	2,339	1,471	—	—	99,183	62,380
平成11年度	98,748	74,065	2,428	1,820	—	—	101,176	75,885
平成12年度	95,378	58,192	2,493	1,520	6,000	6,000	103,871	65,712

(出所) 大蔵省(財務省)『財政金融統計月報』『財政投融資特集』各号により作成。

## 2 特別損失金の一括償却と特別損失制度の延長

住宅金融公庫の融資基準金利は、政策的に財投金利よりも低位に設定されていたため、基本的に収益面では逆鞘であった。その損失を補てんするため、毎年度一般会計から補給金を受け入れており、昭和50年代から昭和60年代前半にかけて財投金利が上昇した際に補給金は急増した。こうした状況に対処するため、表 2-3-9 に示したように、住宅金融公庫においては昭和57年度より特別損失制度が設けられ、補給金の一部を繰り延べる特例措置が実施された(第1次特例措置)。

昭和58年8月に閣議決定された「1980年代経済社会の展望と指針」において、

昭和65年（平成2年）度までに特例公債依存体質から脱却することが目標として設定されたことを受けて、昭和60年度の法改正により平成2年度まで特別損失制度は延長されることになった（第2次特例措置）。<sup>1)</sup>

平成元年当時、特例公債依存体質からの脱却の目標年である平成2年を目前にしていたが、財政再建努力の過程で講じざるを得なかった特例的歳出削減措置（補給金・繰延べ）の処理を図ることが急務とされた。こうした状況を受け、平成元年度補正予算において、一般会計より5163億円の交付金を受け入れ、特別損失制度に基づいて繰り延べられていた昭和63年度までの特別損失金の一括解消を行った（表 2-3-10）。

また、過去の高金利の影響等により、補給金が当分の間高水準で続くことが予想されたことから、補給金の平準化を図るため、平成2年3月に「公庫法」が改正され、特別損失制度が延長された。

その後、市中金利の変動、経済対策、任意繰上償還等による損益の悪化を受け、表 2-3-10に示したように補給金が漸増傾向にあったため、表 2-3-9に示したように特別損失制度は平成7年度及び平成9年度に延長された。<sup>2)</sup>

〔注〕

- 1) 住宅金融公庫編『住宅金融公庫四十年史』（平成2年、住宅金融公庫）252-256ページ。
- 2) 住宅金融公庫編『住宅金融公庫五十年史』（平成12年、住宅金融普及協会）162-163、166ページ、『国の予算』平成2年度 1085、1103ページ。

表 2-3-9 住宅金融公庫の特別損失制度

根拠法規	特別損失計上年度	特別損失限度額	補てん年度
①	昭和57～59年度	昭和56年度末までの借入金 利息で6.5%超の部分。	昭和60～平成3年度 (※平成元年度一括償却)
②	昭和60～63年度	昭和59年度末までの借入金 利息で6.5%超の部分。	平成3～12年度 (※平成元年度一括償却)
③	平成2～6年度	昭和59年度末までの借入金 利息で6.5%超の部分。	平成3～12年度
④	平成7～11年度	平成6年度末までの借入金 利息で6.5%超の部分。	平成8～17年度
⑤	平成9～13年度	平成7、8年度の任意繰上 償還による損失分で6年度 額超相当分。	平成10～19年度

(注)

- ① 「住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律」(昭和57年法律第34号)。  
 ② 「住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律」(昭和60年法律第28号)。  
 ③ 「住宅金融公庫法の一部を改正する法律」(平成2年法律第4号)。  
 ④ 「住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律」(平成7年法律第37号)。  
 ⑤ 「住宅金融公庫法等の一部を改正する法律」(平成9年法律第26号)。

(出所) 住宅金融公庫編『住宅金融公庫五十年史』(平成12年、住宅金融普及協会) 162ページ。

表 2-3-10 住宅金融公庫の特別損失金と一般会計からの受入

(単位：億円)

	特別損失金		一般会計より受入		
	当年度	累計	補給金	交付金	合計
昭和63年度	1,147	5,631	2,971	468	3,439
平成元年度	—	5,163	4,368	5,163	9,532
平成2年度	931	931	3,539	—	3,539
平成3年度	1,189	2,120	3,739	—	3,739
平成4年度	670	2,790	3,939	—	3,939
平成5年度	238	3,028	4,045	—	4,045
平成6年度	389	3,417	4,045	—	4,045
平成7年度	1,098	4,515	4,197	—	4,197
平成8年度	983	5,498	4,893	373	5,266
平成9年度	2,077	7,202	3,908	492	4,400
平成10年度	1,573	8,283	3,380	2,220	5,600
平成11年度	1,402	7,465	3,376	2,834	6,210
平成12年度	321	4,952	3,647	1,538	5,185

(注) 単位未満切捨て。

(出所) 会計検査院編「決算統計」各版により作成。

### 3 第6期住宅建設5箇年計画（平成3年度～平成7年度）

平成2年6月28日に出された「日米構造問題協議最終報告」において、国内の投資を促進し、貯蓄と投資の不均衡を縮小するとともに、欧米諸国に比べて立ち遅れている社会資本の整備を着実に推進していくことが盛り込まれた。<sup>1)</sup>

また、同日には「公共投資基本計画」が閣議了解され、昭和56年度から平成2年度までの10年間の公共投資実績見込額（約263兆円）を大幅に拡充し、平成3年度から平成12年度までの10年間におおむね430兆円の公共投資を行うことが目標とされ、住宅については昭和63年度に1戸当たり89.3m<sup>2</sup>だった平均床面積をおおむね平成12年を目途に100m<sup>2</sup>程度とすることとした。<sup>2)</sup>

これらの趣旨に沿って、平成2年度末で終了する第5期住宅建設5箇年計画の後継として平成3年3月8日に第6期住宅建設5箇年計画が閣議決定された。平成3年度から平成7年度までを期間とし、「良質な住宅ストック及び良好な住環境の形成を図ること」、「地域活性化等に資する良好な居住環境の形成を図ること」が基本目標とされた。第6期5箇年計画における総住宅建設戸数は730万戸であり、うち公的資金によるものが370万戸、更にその中で住宅金融公庫の融資により建設する住宅は全体の3割強に当たる244万戸とされた。<sup>3)</sup>

#### 〔注〕

- 1) 日米構造問題協議最終報告は、日米構造問題研究会編『日米構造問題協議最終報告』（平成2年、財経詳報社）に全文収録されている。
- 2) 住宅金融公庫編『住宅金融公庫五十年史』（平成12年、住宅金融普及協会）64-65ページ、内閣官房内閣参事官室「閣議及び事務次官等会議付議事項の件名目録（平成2年）」71-74ページ。
- 3) 内閣官房内閣参事官室「閣議及び事務次官等会議付議事項の件名目録（平成3年）」180-192ページ。

### 4 平成3年度～平成6年度の経済対策と公庫融資

#### （1）「緊急経済対策」・「総合経済対策」

平成4年3月の「緊急経済対策」においては、住宅投資促進の一環として以下の措置が盛り込まれた。<sup>1)</sup>

- ① 持家取得の促進を図るため、住宅金融公庫等の融資について、平成4年度予算により、次のような融資制度の拡充をし、その積極的活用を図る。
- ② 住宅金融公庫等の貸付の促進を図るため、個人建設住宅等の申込期間の拡大及び高層住宅、建売住宅の年度上期の常時受付けを実施する。
- ③ 公共賃貸住宅の建替えを促進するため、「公共賃貸住宅建替10箇年戦略」の早期策定を図る。
- ④ 住宅リフォームを促進するため、住宅金融公庫等の住宅改良融資（住宅の増改築、キッチンシステム等の取替・新設工事等への融資）の積極的活用を図るとともに、増改築等リフォームに係る相談体制の充実・強化、地方公共団体との連携によるリフォームに重点を置いた住宅フェア等の開催を推進する。

これを受けて住宅金融公庫では、マイホーム新築等について融資限度額の20～30万円の引上げ、特別加算額の100万円引上げ、東京圏における大都市加算額の100万円引上げ、マイホーム新築の第1回受付期間の延長、マンション・建売住宅の上半期常時受付けを実施した。<sup>2)</sup>

また、同年8月の「総合経済対策」においては、宅地の円滑な供給を図りつつ、住宅建設を促進するため、年金福祉事業団等とともに住宅金融公庫の住宅融資制度に以下のような措置が盛り込まれた。<sup>3)</sup>

- ① 貸付枠1万戸の追加を行うとともに、申込受付期間を拡大する。
- ② 個人住宅の建設、購入を促進するため、特別割増貸付けの貸付額を増額する（200万円）。
- ③ 良質な住宅ストックの形成を促進するため、貸付対象となる住宅の面積上限を引き上げる（現行220m<sup>2</sup>を240m<sup>2</sup>に改定）とともに、大型住宅の貸付限度額を増額する（100万円）。
- ④ 優良分譲住宅等の購入を促進するため、貸付対象となる竣工後経過期間を延長する（現行2年を3年に延長）。
- ⑤ 中古住宅市場を活性化するため、中古住宅に対する融資制度を拡充する（金利の基準金利への引下げ、償還期間の延長、特別割増貸付けの200万円増額）。
- ⑥ 良質な民間賃貸住宅の建設を促進するため、特別割増貸付けの貸付額を増額する（180万円）。

- ⑦ 住宅の改良を促進するため、特別割増貸付けの貸付額を増額する（100万円）とともに、マンション管理組合に対する債務保証限度額を引き上げる（現行50万円を100万円に改定）。
- ⑧ 駐車場整備を促進するため、住宅建設に伴う駐車場設置に係る融資制度を拡充する（戸建住宅を駐車場割増貸付けの対象に追加する等）。
- ⑨ 宅地供給を促進するため、宅地造成に対する融資制度を拡充する（現行融資率5～8割を8～9割に改定）。

これを受け、住宅金融公庫では、事業計画の追加等の措置を実施した。そして、これらの措置に対応するため、9月25日に弾力条項により財政投融资が4000億円追加された。<sup>4)</sup>

## （2）平成5年度の経済対策

平成5年度には3度の経済対策が策定され、住宅金融公庫の事業計画はその都度追加された。平成5年4月の「総合経済対策」においては、「住宅建設の促進を図るため、住宅金融公庫及び年金福祉事業団の住宅融資制度の拡充を行い、事業規模1兆8000億円を追加する」こと、そして「住宅投資については、宅地の円滑な供給を図りつつ、住宅の建設やりフォームを促進するため」に住宅金融公庫の融資を以下のように拡充することが盛り込まれた。<sup>5)</sup>

- ① 貸付枠を5万戸追加し、60万戸とする。
- ② 良質な住宅ストックの形成を図りつつ住宅の建設、購入を促進するため、一定規模以上の住宅を対象とし、基準貸付額を増額する（100万円～300万円）。
- ③ 個人住宅の建設、購入を促進するため、特別割増貸付けの貸付額を増額する（100万円）。
- ④ 住宅のリフォームを促進するため、住宅改良に係る特別割増貸付けの貸付額を増額する（300万円）。
- ⑤ 宅地供給を促進するため、宅地造成に対する融資制度を拡充する（住宅用地取得資金の融資率現行0～3割を5～8割に改定等）。
- ⑥ 個人の住宅建設と併せて宅地の取得を促進するため個人住宅建設の土地費に係る特別割増貸付けの貸付額を増額する（500万円）とともに、区画整理済地における住宅建設の建設費に係る特別割増貸付けを創設する（100万円）。

- ⑦ 優良分譲住宅等の建設を促進するため、建設資金に係る貸付額を増額する（500万円）とともに、償還期間を延長する（現行6か月を2年に改定）。
- ⑧ 貸付金利全般を引き下げるとともに、申込受付期間を延長する。

これを受け、住宅金融公庫の事業計画の追加等が実施された。そして、以上の措置に対応するため、平成5年度第1次補正予算において財政投融资8500億円が追加された。<sup>6)</sup>

同年9月の「緊急経済対策」においては、住宅投資の促進のため、「住宅金融公庫の融資について、事業規模2兆5000億円を追加」し、「これにより、貸付枠を10万戸追加し、70万戸（当初貸付枠比15万戸増）とする」ことが盛り込まれた。これらの措置に対応するため、10月21日に弾力条項により財政投融资2兆2000億円が追加された。<sup>7)</sup>

平成6年2月の「総合経済対策」においては、公共投資等の拡大のため、「住宅建設の促進を図るため、住宅金融公庫の事業規模1兆2000億円を追加する」こと、住宅投資の促進のために「住宅金融公庫の融資について、貸付枠を7万戸追加し、77万戸（当初貸付枠比22万戸増）とする」ことが盛り込まれた。<sup>8)</sup> これらの措置に対応するため、2月10日に弾力条項により財政投融资1500億円が追加された。<sup>9)</sup>

〔注〕

- 1) 経済企画庁調整局「経済対策集Ⅰ」（平成9年3月）178-179ページ。
- 2) 住宅金融公庫編『住宅金融公庫五十年史』（平成12年、住宅金融普及協会）86ページ。
- 3) 経済企画庁調整局「経済対策集Ⅰ」（平成9年3月）151-152ページ。
- 4) 住宅金融公庫編『住宅金融公庫五十年史』（平成12年、住宅金融普及協会）86ページ。
- 5) 経済企画庁調整局「経済対策集Ⅰ」（平成9年3月）124-125ページ。
- 6) 『国の予算』平成5年度 1106ページ。
- 7) 経済企画庁調整局「経済対策集Ⅰ」（平成9年3月）113-114ページ、住宅金融公庫編『住宅金融公庫五十年史』（平成12年、住宅金融普及協会）87ページ。
- 8) 経済企画庁調整局「経済対策集Ⅰ」（平成9年3月）82ページ。
- 9) 住宅金融公庫編『住宅金融公庫五十年史』（平成12年、住宅金融普及協会）87ページ。

## 5 民間住宅ローン金利の低下と繰上償還の増加

昭和58年4月27日に大蔵省が発出した「変動金利制住宅ローンの取扱いについて」（蔵銀第954号）によって民間金融機関の住宅ローン金利は規制されてきた。この通達は、各金融機関が長期プライムレートを基準金利とする変動金利制住宅ローンを初めて導入するに当たり、金利設定に際し、長期プライムレートに加算を行う場合にはその加算率が過大とならないよう要請するものであった。<sup>1)</sup>

平成6年3月29日に閣議決定された「対外経済改革要綱」の中で、「金融サービスについて、金利の自由化や金融派生商品を含め、業務、商品等の関係規制の見直しを進める」との方針が示されたことを受け、大蔵省の中で具体的な検討が行われ、6月28日に「金融分野における規制の緩和について」が公表された。その中で、住宅ローンについては、住宅ローンの分野における金融機関相互間の競争を促進し、金利設定・商品性の多様化による利用者の利便の向上を図る観点から、「住宅ローンについての現行通達を廃止し、住宅ローンの金利及び商品性が自由であることの明確化を図る」こととされ、「平成6年内実施予定」とされた。<sup>2)</sup>

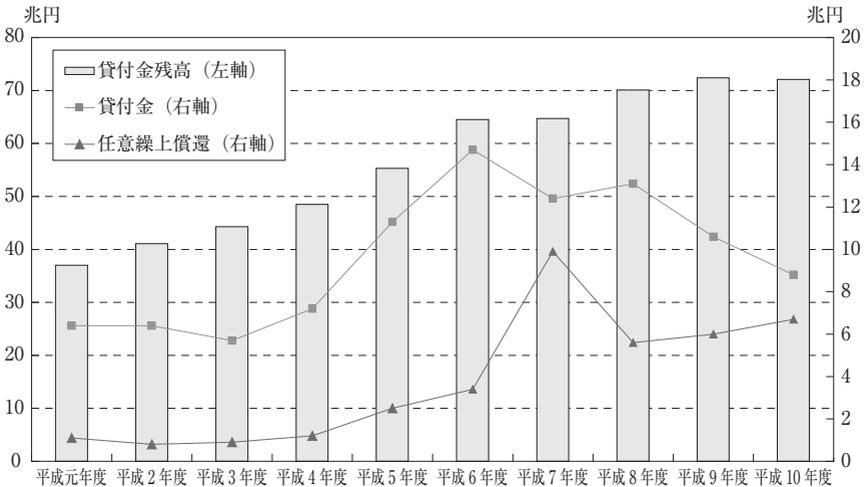
以上の方針に従って、7月29日に大蔵省は銀行局長通達「住宅ローンの取扱いについて」を発出し、昭和58年の通達を廃止した。これに伴い、民間金融機関は、「固定金利期間選択型住宅ローン」や「変動金利型住宅ローン（短期プライムレート連動）」等の新商品を発売した。<sup>3)</sup>

これらは長期プライムレートを基準とする金利より低く設定できたため、変動金利型住宅ローンは平成7年には住宅金融公庫の基準金利を下回るようになった。そのため、公庫融資の繰上償還を行い、民間金融機関の住宅ローンに借換えを行う人が増加したため、民間金融機関の新規住宅融資額は急増した。住宅金融公庫の貸付金残高、新規貸付金、任意繰上償還額を示した図 2-3-1によれば、平成4年度から平成6年度は上述の経済対策等を受けて新規貸付金が増加したが、平成7年度には減少し、同年の任意繰上償還額は10兆円に達した。<sup>4)</sup>

〔注〕

- 1) 「変動金利制住宅ローンの取扱いについて」(蔵銀第954号) (『銀行局現行通達集(昭和58年度版)』(昭和58年、金融財政事情研究会) 58-59ページ)。
- 2) 可部哲生「金融・保険分野における規制緩和について」(『金融』第568号 10-17ページ)。
- 3) 「大蔵省、住宅ローンの金利および商品性が自由であることを明確化」(『金融』第570号 49ページ)。
- 4) 住宅金融公庫編『住宅金融公庫五十年史』(平成12年、住宅金融普及協会) 165-166ページ。

図 2-3-1 住宅金融公庫の貸付金・任意繰上償還の推移 (実績)



(出所) 住宅金融公庫編『住宅金融公庫五十年史』(平成12年、住宅金融普及協会) 165ページ。

## 6 阪神・淡路大震災における民間住宅の再建支援

平成7年1月の阪神・淡路大震災による住宅の被害は、兵庫県を中心に全壊が約10万5000棟、半壊が約14万4000棟に上った。住宅金融公庫においては、個人の自力による住宅の再建・取得を強力に支援するため、従来の災害復興住宅融資制度の拡充・改善により、以下のような被災者救済の措置が図られた。<sup>1)</sup>

まず、基本融資額の引上げと特例加算額の新設が図られ、融資限度額が大幅に増額された。また、返済時における初期負担を軽減するため、元本部分の返済に対する据置期間が従来の3年から5年に延長された。そして、3月6日より住宅の被害を伴わない宅地に生じた擁壁の損壊等の補修工事についても低利融資を行う災害復興宅地融資制度の受付けが開始された。なお、同年8月からは住宅の被害が伴う場合にも融資可能となった。<sup>2)</sup> 以上の措置に対応するため、平成7年度第1次補正予算において、災害復興住宅等資金貸付に関わる貸付計画額が7076億円追加され、このために必要な資金として財政投融资5206億円が追加された。<sup>3)</sup>

### 〔注〕

- 1) 総理府阪神・淡路復興対策本部事務局編『阪神・淡路大震災復興誌』（平成12年、大蔵省印刷局）72ページ、住宅金融公庫編『住宅金融公庫五十年史』（平成12年、住宅金融普及協会）91ページ。
- 2) 住宅金融公庫編『住宅金融公庫五十年史』（平成12年、住宅金融普及協会）95ページ。
- 3) 『国の予算』平成7年度 1116ページ。

## 7 第7期住宅建設5箇年計画（平成8年度～平成12年度）

平成7年6月16日の住宅宅地審議会の答申「21世紀に向けた住宅・宅地政策の基本的体系について」の趣旨に沿って、平成8年3月15日に平成8年度から平成12年度までを期間とする「第7期住宅建設5箇年計画」が閣議決定された。<sup>1)</sup>

この計画においては、「人生80年時代において、国民一人一人がそれぞれの人生設計にかなった住まい方を選択し、実現できるよう、21世紀初頭に向け、国民の住生活の質の向上を目指した住宅政策を積極的に推進する」ことが目標

として掲げられた。そして、具体的には、計画の最終年度である平成12年度を目途に住宅1戸当たりの平均床面積を約100m<sup>2</sup>とすることを目標に良質な住宅ストックの形成に努めるものとされた。

第7期5箇年計画の総住宅建設戸数は第6期計画と同じく730万戸であり、うち公的資金によるものが360万戸、更にその中で住宅金融公庫の融資により建設する住宅は全体の3割強に当たる232万5000戸とされた。<sup>2)</sup>

なお、第7期5箇年計画は、平成9年6月3日に閣議決定された「財政構造改革の推進について」において見直しを図ることとされた。これを受け、平成10年1月30日の閣議決定において、「公的資金による住宅建設の量」が改良住宅等を含む公営住宅が22万戸から20万2000戸、住宅・都市整備公団が建設する住宅が12万戸から10万5000戸、公的助成民間住宅が16万戸から12万戸、その他の住宅が37万戸から35万戸へとそれぞれ変更された。そして、新たに高齢者向け優良賃貸住宅等が1万8000戸追加され、住宅金融公庫の融資により建設する住宅は据え置かれたことから、合計352万5000戸となった。<sup>3)</sup>

〔注〕

- 1) 住宅金融公庫編『住宅金融公庫五十年史』（平成12年、住宅金融普及協会）65ページ。
- 2) 内閣官房内閣参事官室「閣議及び事務次官等会議付議事項の件名等目録（平成8年）」354-357ページ。
- 3) 内閣官房内閣参事官室「閣議及び事務次官等会議付議事項の件名等目録（平成10年）」234-235ページ。

## 8 平成7年度及び平成9年度の経済対策等と公庫融資

### （1）「経済対策」（平成7年9月）

平成7年9月の「経済対策」においては、住宅投資の促進のため「住宅金融公庫の融資制度を拡充するとともに、事業規模5200億円を追加する。これにより、貸付枠を3万戸追加し、66万戸とする」ことが盛り込まれた。<sup>1)</sup>

これを受け、住宅金融公庫においては、5200億円の事業計画の追加が実施されたが、自己資金による対応が可能であったため、財政投融资の追加は行われなかった。<sup>2)</sup> しかしながら、貸付金の増加に伴う業務委託費の増加等の理由により、平成7年度第2次補正予算において、一般会計から補給金24億円が追加

された。<sup>3)</sup>

(2) 「21世紀を切りひらく緊急経済対策」(平成9年11月)

平成9年11月に決定された「21世紀を切りひらく緊急経済対策」においては、「郊外型住宅等の取得促進」の一環として以下の措置が盛り込まれた。<sup>4)</sup>

- ・ 郊外型住宅、退職後の本格居住のために先行的に確保する住宅等の多様な住宅ニーズに対応し投資を促進するため、財政投融資を適切に活用しつつ、臨時的措置として、現在居住している住宅のほかに取得する住宅に対する住宅金融公庫融資の拡充(地域限定要件の撤廃及び面積要件の緩和)を図る。

また「積極的な土地・住宅の供給」の一環として以下の措置が盛り込まれた。

- ・ 住宅金融公庫の融資について、財政投融資を適切に活用し、臨時的措置としての特別割増融資額の引上げ(800万円→1000万円)、返済能力の十分な者に対する融資限度割合(現行80%)の撤廃を図る。
- ・ 住宅投資を促進するため、財政投融資を適切に活用し、臨時的に、マイホーム新築等貸付の受付期間を長期化(原則2週間→4週間程度)するとともに、バリアフリー化、断熱構造化のための住宅改良貸付の受付期間を通年化する。

これを受け、住宅金融公庫においては、① 特別加算額の臨時的引上げ(800万円→1000万円)、② 住まいひろがり特別融資の実施(田園住宅、親孝行ローンの拡充)、③ 返済能力の十分な者に対する融資限度額割合(80%)の撤廃、④ 受付期間の長期化(原則2週間→4週間)、⑤ 住宅改良の受付期間の通年化、以上の5点が実施された。<sup>5)</sup>

〔注〕

- 1) 経済企画庁調整局「経済対策集Ⅰ」(平成9年3月)11ページ。
- 2) 住宅金融公庫編『住宅金融公庫五十年史』(平成12年、住宅金融普及協会)152ページ。
- 3) 『国の予算』平成8年度 1087、1108ページ。
- 4) 経済対策閣僚会議「21世紀を切りひらく緊急経済対策」(平成9年11月18日)13-14ページ。
- 5) 住宅金融公庫編『住宅金融公庫50年史(資料編)』(平成12年、住宅金融普及協会)

21ページ。

## 9 平成10年度の経済対策等と公庫融資

### (1) 「総合経済対策」(平成10年4月)

平成10年4月の「総合経済対策」においては、「21世紀を見据えた社会資本の整備等」の一環として、「ファミリー向け賃貸住宅、木造住宅等に対する住宅金融公庫の融資条件の改善等」を通じた住宅投資の促進を図ること。また、「土地・債権の流動化と土地の有効利用」の一環として都市再開発等に対する信用補完の充実のための住宅金融公庫の保険業務の拡充(3500億円程度の事業の追加)が盛り込まれた。<sup>1)</sup>

これを受け、住宅金融公庫においては、①優良分譲住宅建設資金の土地費の先行融資、②民間賃貸住宅融資の拡充(敷地規模要件の緩和、融資額の引上げ)、③地方公共団体施策住宅に係る「木造住宅振興型」の創設、④新築住宅の竣工要件の緩和、⑤住宅融資保険事業の拡充(事業者向けローンに対する付保限度額の引上げ等)等が実施された。<sup>2)</sup>

以上の措置に対応するため、平成10年度第1次補正予算において、事業計画が2360億円追加された(財投借入金は追加されず)。そして、住宅融資保険事業の拡充に伴う財務基盤の安定化のために一般会計から150億円の追加出資が実施された。この出資は昭和42年度以来であり、住宅融資保険基金に充当され、同基金の総額は155億円となった。<sup>3)</sup>

### (2) 「住宅金融公庫等の融資に関し緊急に講ずべき対策について」(平成10年10月)・「緊急経済対策」(平成10年11月)

平成10年度の住宅投資を巡る環境は厳しく、「景気の低迷が深刻化する中で、内需の柱である住宅投資の促進を図ることが緊急の課題となっている」ことから、平成10年10月23日、「住宅金融公庫等の融資に関し緊急に講ずべき対策について」が閣議決定された。住宅金融公庫融資についての初の単独の対策であり、住宅融資制度については、以下の措置が盛り込まれた。<sup>4)</sup>

① 貸付金利の引下げ

貸付金利全般を引き下げる（基準金利2.55%→2.0%）。平成10年度の第3回受付期間に当該貸付金利を適用する。

なお、貸付金利は2.0%を下限とするとともに、財投金利が上げられた場合は連動して引き上げる。

② 融資額の大幅な増額

(i) 基準金利等が適用される融資額を平成11年度末までの間、大幅に増額する。  
75m<sup>2</sup>超の分譲マンションの場合

三大都市圏 1000万円／戸

その他の地域 500万円／戸

(ii) 政策誘導型の住宅改良融資について、融資額を大幅に引き上げる（1000万円／戸）。

③ 融資限度割合を超えて融資を受けることができる者の拡大

融資限度割合（80%）を超えて融資を受けるために必要な収入要件について、本人以外の者の収入合算を認める。

三大都市圏 本人年収500万円以上→世帯年収500万円以上  
（ただし、本人年収400万円以上）

地方圏 本人年収400万円以上→世帯年収400万円以上  
（ただし、本人年収300万円以上）

④ 中古住宅融資の拡充

築後経過年数要件を緩和する。

⑤ 都市居住再生のための融資の拡充

良好な居住環境を創出しつつ、住宅の共同建て替え等を行うプロジェクトに対し、次の措置を講ずる。

(i) 規模要件等の緩和

(ii) 調査設計計画費、土地又は借地権の取得費、補償費等を融資対象に追加するとともに、早期かつ円滑に資金交付

(iii) 融資額の引上げ

⑥ 受付期間の大幅な延長と今回の拡充に係る措置の早期実施

平成10年度の第3回受付期間を大幅に延長するとともに、上記②から⑤の措置を当該受付期間から実施する。

また、「勤務先の倒産等により、住宅金融公庫等の融資に係る返済が困難な者」に対する措置として、以下が盛り込まれた。

① 住宅ローン返済相談体制の強化

公庫支店及びすべての受託金融機関における主要店舗に住宅ローン返済相談所を設置するとともに、適切に広報を行い、積極的に住宅ローン返済相談を行う。

② 貸付条件の大幅な変更

住宅ローン返済相談の結果も踏まえ、勤務先の倒産等により返済が著しく困難な者について、家計の実情に応じ、償還期間を最長10年間延長することにより、毎月の返済負担を軽減する。

また、必要に応じ、3年間の据置期間の設定、基準金利等適用期間の3年延長、据置期間における金利の引下げ（据置期間における金利の引下げは、基準金利又は中間金利が適用される貸付金について行い、引下げ後の金利は5%を下回らないものとする。）など更なる貸付条件の変更を併せて行い、収入が回復するまでの間の返済負担を大幅に軽減する。

なお、これらの貸付条件の大幅な変更については、「住宅金融公庫法」第22条の規定に基づき住宅金融公庫が対象者、措置内容等を定めるところによるものとする。

③ 住宅の一時賃貸の取扱いの弾力化

勤務先の倒産等により住宅ローンの返済が著しく困難な者が住宅を一時的に賃貸し、賃料収入を返済に充てることができるよう、取扱いを弾力化する。

緊急対策の後、11月16日に経済対策閣僚会議は「緊急経済対策」を決定した。その中の「生活空間活性化策」の一環として、住宅投資の促進を図るために以下の措置が盛り込まれた。<sup>5)</sup>

低水準が続いている住宅投資の現状に鑑み、経済波及効果の大きい住宅投資に関して、住宅市場の活性化と良質な住宅ストック形成の支援を図る。

住宅金融公庫等の融資について、貸付金利の大幅な引き下げ、基準金利等の適用される融資額の大幅拡充、既存ストックの有効活用、流通の促進、住宅ローン返済困難者対策等を着実に実施することにより、事業規模1.2兆円程度を追加する。

以上の緊急対策を受け、住宅金融公庫においては、直ちに必要な債務者に対する個別の返済相談体制が強化され、住宅ローンの返済困難者に対する特例措置等が実施された。<sup>6)</sup>そして、一連の措置に対応するため、平成10年12月に成立した平成10年度第3次補正予算において、事業計画が3113億円追加された(財投借入金は追加せず)。そして、「住宅市場の活性化対策等の一層の推進を図るため、住宅金融公庫が行う貸付金利の引下げ及び融資の拡充等に必要な経費」として一般会計より400億円が追加出資された。出資金は、住宅ローン返済困難者対策の金利引下げ等により後年度に発生する損失の負担を軽減するための公庫の財務基盤の強化が目的であり、内訳は住宅ローン返済困難者対策が260億円、都市居住再生融資の創設が140億円であった。

また、住宅ローン返済困難者対策の実施に伴い補給金30億円が追加され、融資金利の引下げ等の実施による後年度の影響を軽減するために交付金1470億円を受け入れた。<sup>7)</sup>

〔注〕

- 1) 経済対策閣僚会議「総合経済対策」(平成10年4月24日)5、17ページ。
- 2) 住宅金融公庫編『住宅金融公庫五十年史』(平成12年、住宅金融普及協会)157-158ページ。
- 3) 『国の予算』平成10年度1104ページ、住宅金融公庫編『住宅金融公庫五十年史』(平成12年、住宅金融普及協会)51ページ。
- 4) 内閣官房内閣参事官室「閣議及び事務次官等会議付議事項の件名等目録(平成10年)」264-266ページ。
- 5) 経済対策閣僚会議「緊急経済対策」(平成10年11月16日)9-10ページ。
- 6) 住宅金融公庫編『住宅金融公庫五十年史』(平成12年、住宅金融普及協会)131ページ。
- 7) 『国の予算』平成11年度1032ページ、住宅金融公庫編『住宅金融公庫五十年史』(平成12年、住宅金融普及協会)168ページ。

### 第3節 農林漁業金融公庫

#### 1 公庫の概要<sup>1)</sup>

平成元年度時点の「農林漁業金融公庫法」(昭和27年法律第355号)第1条によれば、農林漁業金融公庫の目的は、(1)「農林漁業者に対し、農林漁業の生産力の維持増進に必要な長期且つ低利の資金で、農林中央金庫その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通すること」、(2)「自作農維持資金融通法」(昭和30年法律第165号)に基き、農業者に対し、自作地若しくは自作採草放牧地を維持し、又は自作地若しくは自作採草放牧地の細分化を防止するのに必要な資金を融通すること」である。

農林漁業金融公庫は、農林漁業全般を融資対象とすることから、融資制度は多岐にわたっていた。融資制度の簡素化を図るため、昭和60年度の「公庫法」改正により、従来の28種類から22種類に統合され、貸付金利も12段階から10段階に整理された。<sup>2)</sup>

これらの融資業務の原資は、全額政府出資の出資金と資金運用部からの借入金等である。出資金は、昭和41年を最後に長らく追加出資は行われなかった。平成元年度時点の出資金は1682億円であり、その内訳は一般会計より564億円、産業投資特別会計より1118億円であった。表 2-3-11に示したように、平成2年度補正予算において、一般会計から130億円の追加出資がなされたことを皮切りに、後述する経済対策等との関連で、平成3年度を除いて毎年度追加出資がなされた。

表 2-3-12は財政投融资の計画と実績の推移を示したものである。金利低下局面での貸付金の繰上償還が増加し、新規貸付けは落ち込んだことから、計画額は減少傾向にあり、平成2年度、平成3年度、平成9年度から平成11年度を除いては実績額が計画額を下回っている。また、農林漁業金融公庫は住宅金融公庫と同じく融資利率が財投金利よりも政策的に低位に設定されているため、収支は逆鞘基調であり、一般会計から補給金を受け入れている。補給金は昭和63年度の1441億円をピークに金利の低下等により、表 2-3-11に示したように

減少傾向にある。<sup>3)</sup>

〔注〕

- 1) 農林漁業金融公庫の沿革については、農林漁業金融公庫編『農林漁業金融公庫十年史』（昭和40年、農林漁業金融公庫）、農林漁業金融公庫編『農林漁業金融公庫二十年史』（昭和49年、農林漁業金融公庫）、農林漁業金融公庫編『農林漁業金融公庫三十年史』（昭和59年、農林漁業金融公庫）、農林漁業金融公庫編『農林漁業金融公庫四十年史』（平成6年、農林漁業金融公庫）、農林漁業金融公庫編『農林漁業金融公庫五十年史』（平成16年、農林漁業金融公庫）を参照。
- 2) 農林漁業金融公庫編『農林漁業金融公庫四十年史』（平成6年、農林漁業金融公庫）397-399ページ。
- 3) 会計検査院『平成12年度決算検査報告』799-800ページ、農林漁業金融公庫編『農林漁業金融公庫五十年史』（平成16年、農林漁業金融公庫）。

表 2-3-11 農林漁業金融公庫の出資金及び補給金の推移  
(単位：億円)

	出資金		補給金
	新規出資	累計	
平成元年度	—	1,682	1,274
平成2年度	130	1,812	1,197
平成3年度	—	1,812	1,208
平成4年度	80	1,892	1,183
平成5年度	350	2,242	1,031
平成6年度	489	2,731	1,008
平成7年度	99	2,830	1,007
平成8年度	67	2,897	992
平成9年度	63	2,960	964
平成10年度	72	3,032	856
平成11年度	40	3,072	877
平成12年度	39	3,111	727

(注) 1. 単位未満切捨て。

2. 累計には産業投資特別会計出資金1118億2600万円が含まれる。

(出所) 農林漁業金融公庫編『農林漁業金融公庫五十年史』（平成16年、農林漁業金融公庫）606ページ、会計検査院編「決算統計」各版により作成。

表 2-3-12 農林漁業金融公庫に関する財政投融资計画及び実績の推移

(単位：億円)

	資金運用部資金		簡保資金		合計	
	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績
平成元年度	3,840	3,395	560	560	4,400	3,955
平成2年度	3,535	3,535	515	515	4,050	4,050
平成3年度	3,885	3,885	565	565	4,450	4,450
平成4年度	4,190	3,427	480	393	4,670	3,820
平成5年度	4,210	2,864	480	326	4,690	3,190
平成6年度	4,210	2,325	480	265	4,690	2,590
平成7年度	3,820	1,280	430	140	4,250	1,420
平成8年度	3,267	2,195	233	155	3,500	2,350
平成9年度	2,239	2,239	161	161	2,400	2,400
平成10年度	2,471	2,471	129	129	2,600	2,600
平成11年度	3,040	3,040	160	160	3,200	3,200
平成12年度	3,356	2,416	144	104	3,500	2,520

(出所) 大蔵省(財務省)『財政金融統計月報』『財政投融资特集』各号により作成。

## 2 余裕金の運用範囲の拡大

平成元年度時点の「農林漁業金融公庫法」第25条によれば、余裕金の運用は、国債の保有若しくは資金運用部への預託に限定されていた。農林漁業金融公庫の融資対象は農業が中心であり、貸付金の回収が収穫期に集中することから、季節的に資金の余剰が発生する構造であった。また、国債への運用のみでは現先運用の時期、金額によっては対象となる国債が不足する場合があった。

こうした問題に対処するため、「農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律」(平成2年法律第5号)により、新たな運用先として「地方債、政府保証債又は銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券の保有」と「銀行又は農林中央金庫への預金」が追加された。これによって、大口定期預金やCD(譲渡性預金)などが運用対象となり、効率的な余裕金運用が可能となった。<sup>1)</sup>

〔注〕

- 1) 農林漁業金融公庫編『農林漁業金融公庫四十年史』(平成6年、農林漁業金融公庫) 272ページ。

### 3 中小小売支援施設資金の創設と延長

平成2年の日米構造協議を受け、「大規模小売店舗における小売業の事業調整に関する法律」（昭和48年法律第109号）（通称「大店法」）が改正され、大規模小売店の出店規制が大幅に緩和された。また、零細な中小食料品小売業者は経営者の高齢化や後継者難などにより、減少の一途をたどっていた。こうした大型店と中小小売店との間の適正な競争条件を確保し、相対的に弱い中小食料品小売業者の活性化と食品流通の強化を図るため、農林漁業金融公庫は、平成3年1月4日より中小小売支援施設に係る融資制度の取扱いを開始した。本資金の対象は、青果店、鮮魚店等の中小小売店との取引関係が強い卸売市場の卸売業者等が、これらを支援するために設置する施設整備であった。<sup>1)</sup>

これらの措置に対応するため、平成2年度第1次補正予算で「大店法規制緩和関連対策費」として568億円が生まれ、農林漁業金融公庫には一般会計から130億円の追加出資がなされた。<sup>2)</sup>

なお、本資金の貸付期間は、当初平成3年1月4日から平成4年12月31日までの2年間であったが、平成4年8月の「総合経済対策」において、中小企業対策として「中小食料品小売業者等の流通の改善、農林漁業金融の円滑化等を図るため、農林漁業金融公庫の低利融資制度の延長等を行う」こととなり、平成6年12月31日まで延長された。この財源として、平成4年度補正予算で80億円の追加出資がなされた。<sup>3)</sup>

#### 〔注〕

- 1) 農林漁業金融公庫編『農林漁業金融公庫四十年史』（平成6年、農林漁業金融公庫）98-99ページ、農林漁業金融公庫編『農林漁業金融公庫五十年史』（平成16年、農林漁業金融公庫）515-516ページ。
- 2) 『国の予算』平成3年度 1065ページ。
- 3) 農林漁業金融公庫編『農林漁業金融公庫四十年史』（平成6年、農林漁業金融公庫）99ページ、『国の予算』平成5年度 1049ページ、経済企画庁「経済対策集Ⅰ」（平成9年3月）154ページ。

#### 4 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の創設と拡充

平成4年6月、農林水産省は「新しい食料・農業・農村政策の方向」（いわゆる「新政策」）を発表した。その中で「経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、足腰の強い農業構造を確立する」ことが目標として掲げられ、これに沿って平成6年に「農業信用保証保険法」、「農林漁業信用基金法」、「農業近代化資金助成法」、「農林漁業金融公庫法」の改正が行われた。<sup>1)</sup>

改正の趣旨は、「農業経営改善計画等の認定を受けた農業者の自主的な創意工夫に基づく経営改善を資金面で着実に支援する総合的な融資制度を構築するための措置等を講ずる」ためであり、「効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、農業経営改善計画等の認定を受けた農業者に対して、当該計画に従って総合的かつ計画的に農業経営の改善を図るのに必要な長期低利資金を幅広く供給する農業経営基盤強化資金を農林漁業金融公庫に創設する」こととされた。<sup>2)</sup>

法律案は、平成6年3月18日に衆議院に提出され、6月7日に衆議院で可決、6月22日に参議院で可決・成立し、6月29日に「農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律」（平成6年法律第69号）が公布、施行された。<sup>3)</sup>

「農業経営基盤強化資金」（通称「スーパーL資金」）の対象となる経営改善改革は、「農業経営基盤強化促進法」第12条第1項で定める経営改善のための計画等である。貸付金の使途は、経営改善計画に示した経営改善に必要な長期資金が幅広く認められており、負債の整理や資本構成の是正など、経営の安定に必要な長期の資金も含まれていた。貸付利率は3.5%であり、これに農山漁村振興基金及び地方公共団体からの利子助成措置が設けられた。そして、償還期限は25年以内で、このうち据置期間は10年以内とされ、貸付限度額は個人1億5000万円、法人5億円であった。<sup>4)</sup> これらの措置に対応するため、平成6年度当初予算で40億円が一般会計から出資された。<sup>5)</sup>

その後、経済対策等を受け、スーパーL資金の融資枠は拡大され、一般会計からの追加出資も行われた。平成7年4月の「緊急円高・経済対策」及び9月の「経済対策」において、「低利融資の拡大等資金融通の円滑化を図る」ことが盛り込まれたことを受け、スーパーL資金の融資枠は拡張され、平成7年度第1次補正予算、第2次補正予算でそれぞれ一般会計から12億円が追加出資さ

れた。その後、平成8年度、平成9年度当初予算でそれぞれ24億円、18億円が追加出資され、平成10年度にはスーパーL資金に一定の要件を具備した法人に対して無担保、無保証で融資する円滑化貸付けを設け、平成10年度第3次補正予算において36億円が追加出資された。<sup>6)</sup>

## 〔注〕

- 1) 農林漁業金融公庫編『農林漁業金融公庫五十年史』（平成16年、農林漁業金融公庫）383ページ、参議院法制局「第129回国会制定法審議要録」202-203ページ。なお、「新しい食料・農業・農村政策の方向」の全文は、新政策研究会編『新しい食料・農業・農村政策を考える』（平成4年、地球社）515-538ページに収録されている。
- 2) 参議院法制局「第129回国会制定法審議要録」202ページ。
- 3) 同上 328ページ。
- 4) 農林漁業金融公庫編『農林漁業金融公庫五十年史』（平成16年、農林漁業金融公庫）383-384ページ。
- 5) 『国の予算』平成6年度 983ページ。
- 6) 農林漁業金融公庫編『農林漁業金融公庫五十年史』（平成16年、農林漁業金融公庫）384、606ページ。

## 5 ウルグアイ・ラウンド農業合意と公庫融資

穀物を中心とした農産物の世界的な生産過剰に伴う一部先進国の補助金付き輸出競争の激化を背景として、1986年（昭和61年）9月、貿易の一層の自由化及び貿易に影響を及ぼすすべての措置を新しいガット規則及び規律の下に置くことを目指して、ガット・ウルグアイ・ラウンドが開始された。日本は、一貫して「非関税措置の関税化」に反対したが、約7年にわたる交渉の末、米以外の農産物の関税化を受け入れて、1993年（平成5年）12月15日に実質的な合意に至った。<sup>1)</sup>

その直後の平成6年2月に策定された「総合経済対策」においては、「農業の国際化対応のための緊急対策」として「ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意による新たな国境措置が導入されることを踏まえ、担い手の確保を含め効率的・安定的な経営体の育成等を通じた農業の体質強化を緊急に推進し、望ましい農業構造を実現するため、低コスト生産の実現、経営の複合化等に資する総額2300億円の公共投資の追加、農林漁業金融公庫等における農業の経営規模

拡大等に資する資金の融資枠の拡大等を内容とする国際化対応緊急農業対策を講ずる」ことが盛り込まれた。<sup>2)</sup> 以上の措置に対応するため、平成5年度第3次補正予算で「国際化対応緊急農業対策費」が計上され、農林漁業金融公庫に190億円が追加出資された。<sup>3)</sup>

また、日本政府は農業合意を受けて、平成5年12月に内閣に緊急農業農村対策本部を設置し、平成6年2月から国内対策の具体的検討を開始した。10月25日、緊急農業農村対策本部は「ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱」を発表し、「効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保」のため、農林漁業金融公庫については、(1) 経営規模の拡大等に資するため、長期低利資金と経営改善のための低利運転資金からなる総合融資制度の着実な展開を図ること、(2) 今後とも意欲的に営農を継続しようとする者の農業経営改善を支援するため、農家負担軽減支援特別資金を創設するとともに、自作農維持資金及び農業経営基盤強化資金を拡充すること、(3) 「総合的視点に立った農山村地域の活性化」のため、中山間関連融資の金利引下げ等の措置を講ずることが盛り込まれた。<sup>4)</sup> 以上の措置に対応するため、平成6年度第1次補正予算において「ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策費」が計上され、一般会計から439億円が追加出資された。<sup>5)</sup>

〔注〕

- 1) 農林水産省大臣官房調査課編集協力『いま、日本の農業、農村は一農業白書でみる「新政策」の現段階―』（平成6年、農林統計協会）26ページ。
- 2) 経済企画庁調整局「経済対策集Ⅰ」（平成9年3月）90ページ。
- 3) 『国の予算』平成6年度 1133ページ。
- 4) 中山間地域対策研究会編『中山間地域対策ハンドブック』（平成7年、大成出版社）216-217、220-221ページ。
- 5) 『国の予算』平成7年度 1040ページ。

## 6 阪神・淡路大震災対策

平成7年1月の阪神・淡路大震災は、阪神地区の農林漁業・食品産業に大打撃を与えた。農林漁業金融公庫は3月31日より大阪府又は兵庫県に事務所を有しており、大震災による被害が一定以上である旨、市町村長から証明を受けた

者を対象に貸付利率の引下げ及び据置期限の延長を実施した。

この措置に対応するため、平成6年度第2次補正予算で一般会計から10億円の追加出資が行われた。この特例措置の適用期限は、当初は平成7年7月31日までとされたが、平成8年度から平成10年度に毎年延長され、最終的には平成11年7月31日まで延長された。<sup>1)</sup>

〔注〕

- 1) 農林漁業金融公庫編『農林漁業金融公庫五十年史』（平成16年、農林漁業金融公庫）160、606ページ、『国の予算』平成7年度 1077ページ。

## 7 返済負担軽減措置の導入と延長

前述のとおり、平成7年9月の「経済対策」の中で、中小企業対策の一環として「政府系金融機関等に高金利の既往債務を有する中小企業等の債務者の返済の円滑化及び返済負担の軽減に資する措置を講ずる」こととされた。<sup>1)</sup>

これを受け、農林漁業金融公庫では、平成7年10月19日より農林漁業者等で一定の要件を満たす者の既往債務のうち、約定利率が5%を超えるものについて、超えた部分の金利1年分の減免措置等を実施した。<sup>2)</sup>

この措置による利息収入の減額を補てんするため、平成7年度第2次補正予算において、一般会計から50億円が追加出資された。なお、当初平成7年10月から1年限りの措置であったが、景気低迷が長期化したことにより、平成8年度から平成12年度まで5度の延長が行われ、最終的に平成13年10月まで延長された。この延長に伴い、平成8年度補正予算で43億円、平成9年度補正予算で45億円、平成10年度第3次補正予算で36億円、平成11年度第2次補正予算で35億円、平成12年度第1次補正予算で34億円の追加出資がなされた。<sup>3)</sup>

〔注〕

- 1) 経済企画庁調整局「経済対策集Ⅰ」（平成9年3月）13ページ。
- 2) 農林漁業金融公庫編『農林漁業金融公庫五十年史』（平成16年、農林漁業金融公庫）160ページ。
- 3) 農林漁業金融公庫編『農林漁業金融公庫五十年史』（平成16年、農林漁業金融公庫）606ページ、『国の予算』平成8年度 1087ページ、『国の予算』平成9年度 1040ページ、『国の予算』平成10年度 1047ページ、『国の予算』平成11年度 1025ページ、『国の予算』平成12年度 901ページ、『国の予算』平成13年度 871-872ページ。

## 第4節 北海道東北開発公庫

### 1 公庫の概要<sup>1)</sup>

「北海道東北開発公庫法」(昭和31年法律第97号)第1条によれば、北海道東北開発公庫の目的は、「北海道及び東北地方における産業の振興開発を促進し、国民経済の発展に寄与するため、長期の資金を供給すること等により、民間の投資及び一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励すること」である。

北海道東北開発公庫の出資対象は、北海道又は東北地方において開発事業を営む会社であって、かつ、原則として当公庫の行う出資の額と併せてその資本の額が1億円以上のものであった。そして、出資の限度額は出資を受ける者が、北海道又は東北地方において設備の取得又は産業の振興開発に寄与する事業の用に供する土地の造成事業に必要な資本の額の5割以内の額とされている。

また、貸付対象は、北海道又は東北地方において開発事業を営む法人(1)資本の額が原則として1000万円以上の会社、(2)そのほかの法人で別に定めるもの)とされており、貸付けの実行に当たっては、銀行そのほかの一般金融機関と協調して行うことを原則としている。また、貸付金の用途は、設備資金及び長期運転資金とされているが、長期運転資金は土地造成事業に対する貸付け以外は原則として公庫の出資又は設備資金の貸付けに伴うものに限られている。貸付限度額は、貸付けを受ける者の所要資金のうち、原則として設備資金については7割以内、長期運転資金については5割以内の額とされ、かつ、貸付けの最低額は、原則として1000万円となっている。<sup>2)</sup>

これらの業務の原資となるものは、全額政府出資の出資金、資金運用部等からの借入金、北海道東北開発債券である。平成元年度時点の出資金は509億円であり、全額産業投資特別会計からの出資である。表 2-3-13に示したように、経済対策等に対応して公庫の財務基盤強化のため、毎年度出資金が追加された。財政投融资計画の推移を示した表 2-3-14によれば、平成2年度から平成5年度は実績が計画を上回っていたが、市中金利の低下により期限前償還が増加し始めたため、平成6年度以降は多額の不用額を計上している。北東公庫は、基

本的に貸付金利が調達コスト（財投金利・債券利回り）を上回る順軌基調であったが、昭和62年度から平成元年度の3か年は金利低下に伴う繰上償還の増加等により赤字に陥り、一般会計から補給金を受け入れた。その後、平成6年度以降の期限前償還の増加、平成7年度、平成8年度の貸付け・調達金利の逆転を受けて公庫の収支は再び悪化し、平成9年度に53億円の補給金を受け入れた。そして、平成10年度には平成9年の北海道拓殖銀行の破綻が引き金となって苫小牧東部開発株式会社に対する貸付金返済の延滞が起り、利息収入の減少を受けて165億円の補給金を受け入れた。<sup>3)</sup>

## 〔注〕

- 1) 北海道東北開発公庫の設立から日本開発銀行との統合までの沿革については、日本政策投資銀行編『北海道東北開発公庫史』（平成14年、日本政策投資銀行）を参照。
- 2) 同上 50-51ページ。
- 3) 同上 462-463ページ。

表 2-3-13 北海道東北開発公庫の出資金の推移

(単位：億円)

	出資金		補給金
	新規出資	累計	
平成元年度	42	509	34
平成2年度	22	531	—
平成3年度	22	553	—
平成4年度	20	573	—
平成5年度	41	614	—
平成6年度	21	635	—
平成7年度	35	670	—
平成8年度	40	710	—
平成9年度	40	750	52
平成10年度	590	1,340	165
平成11年度	322	1,662	—

(注) 単位未満切捨て。

(出所) 日本政策投資銀行編『北海道東北開発公庫史』（平成14年、日本政策投資銀行）118-119ページ、会計検査院編「決算統計」各版により作成。

表 2-3-14 北海道東北開発公庫の財政投融资計画及び実績

(単位：億円)

	産業投資 特別会計		資金運用部 資金		簡保資金		政府保証債・ 政府保証 借入金		合計	
	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績
平成元年度	42	42	863	863	430	430	—	—	1,335	1,335
平成2年度	22	22	890	1,034	480	480	—	—	1,392	1,536
平成3年度	22	22	978	1,158	530	530	—	—	1,530	1,710
平成4年度	20	20	1,188	1,688	640	640	—	—	1,848	2,348
平成5年度	20	41	1,402	1,901	720	720	—	—	2,142	2,662
平成6年度	21	21	1,219	943	770	596	200	—	2,210	1,560
平成7年度	26	36	865	504	643	375	400	99	1,934	1,014
平成8年度	40	40	716	559	421	328	200	100	1,377	1,027
平成9年度	40	40	979	1,379	331	331	—	—	1,350	1,750
平成10年度	40	590	1,045	2,095	265	265	—	—	1,350	2,950

(出所) 大蔵省(財務省)『財政金融統計月報』『財政投融资特集』各号により作成。

## 2 「北海道東北開発公庫法」の改正と資金調達・融資制度

平成元年度以降の公庫の資金調達・融資制度に関する法改正は以下のとおりである。社会資本整備の促進のため、従来、NTT株式の売却収入を活用して行っていた無利子貸付制度を拡張するため、「日本開発銀行法」及び「沖縄振興開発金融公庫法」の改正が実施された。これにより、当該事業への融資に際しては、国からの無利子の貸付金を財源の一部として貸し付けることができるようになった(「日本開発銀行法等の一部を改正する法律」(平成3年法律第43号))<sup>1)</sup>

北海道東北開発公庫は、同公庫法に基づいて資本金の20倍を限度として北海道東北開発債券の発行を行ってきた(同法第27条第1項)。同公庫は、昭和59年度以来、外債発行による資金調達を政府に求めており、資金コストの軽減と政府が特殊法人に対する財政投融资依存度の引下げ方針を打ち出していたことに対応し、資金調達の多様化を図るために平成2年度より政府保証外債発行が認められた。これに伴って「北海道東北開発公庫法施行令」に外債発行に関する規定が追加された(「北海道東北開発公庫法施行令の一部を改正する政令」(平成2年政令第182号))。この改正により、平成2年12月、初めての外債(スイスフラ

ン債)が発行され、以降平成9年度までにスイスフランで6回、ドイツマルクで3回、計9回(邦貨換算1148億円)発行された。平成10年度、平成11年度は海外の債券市場環境の悪化から発行されなかった。<sup>2)</sup>

平成10年度には、前述のとおり日本開発銀行や沖縄振興開発金融公庫とともに貸し渋り等に伴う信用収縮に対応するため、平成13年3月末までの期限付きで融資や債務保証ができる長期運転資金の範囲が拡大された(「日本開発銀行法等の一部を改正する法律」(平成10年法律第144号))。<sup>3)</sup>

## 〔注〕

- 1) 日本政策投資銀行編『北海道東北開発公庫史』(平成14年、日本政策投資銀行)398ページ。
- 2) 同上 400、455-456ページ。
- 3) 同上 399ページ。

## 第5節 沖縄振興開発金融公庫

### 1 公庫の概要<sup>1)</sup>

平成元年度時点の「沖縄振興開発金融公庫法」(昭和47年法律第31号)第1条によれば、沖縄振興開発金融公庫の目的は、「沖縄(沖縄県の区域をいう。以下同じ。)における産業の開発を促進するため、長期資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨励するとともに、沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、環境衛生関係の営業者等に対する資金で、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通し、もつて沖縄における経済の振興及び社会の開発に資すること」である。

これらの業務の原資は、全額政府出資の出資金、資金運用部からの借入金等である。表 2-3-15で示したように、平成元年度の出資金は280億円であり、後述する経済対策等のため、平成3年度を除いて毎年度出資を受け入れ、平成12年度には631億円となった。沖縄振興開発金融公庫は、沖縄における日本開発銀行、国民金融公庫、住宅金融公庫、中小企業金融公庫、環境衛生金融公庫、農林漁業金融公庫、社会福祉・医療事業団(医療貸付部門に限る。)の7機関に相当する業務を行っていた。収支は逆鞘基調であった。その逆鞘相当分や貸倒損失に充当するため、毎年度一般会計から補給金を受け入れていた。表 2-3-16によれば、資金運用部等からの借入金は、平成元年度から平成6年度までは新規貸付けが伸び、経済対策等による財政投融资の追加もあって実績が計画を上回った。平成7年度以降は資金需要が停滞したため、新規貸付けが伸びず、市中金利の低下に伴って多額の繰上償還があったこと等により、実績が計画を下回り、不用額を計上した。<sup>2)</sup>

#### [注]

- 1) 沖縄振興開発金融公庫の沿革については、沖縄振興開発金融公庫編『沖縄振興開発金融公庫二十年史』(平成5年、沖縄振興開発金融公庫)、沖縄振興開発金融公庫編『最

近10年間の沖縄公庫の歩み—創立30周年：データブック—（平成15年、沖縄振興開発金融公庫）を参照。

2) 会計検査院『平成12年度決算検査報告』803-804ページ。

表 2-3-15 沖縄振興開発金融公庫の出資金及び補給金の推移

(単位：億円)

	出資金			補給金
	一般会計	産業投資 特別会計	累計	
平成元年度	0	—	280	133
平成2年度	5	—	285	127
平成3年度	—	—	285	135
平成4年度	6	0	291	124
平成5年度	10	3	305	122
平成6年度	7	2	315	116
平成7年度	43	1	361	97
平成8年度	36	0	397	86
平成9年度	36	2	436	88
平成10年度	91	2	529	88
平成11年度	54	2	586	71
平成12年度	43	2	631	55

(注) 1. 単位未満切捨て（0は1億円以下）。

2. 累計には承継分215億円が含まれる。

(出所) 沖縄振興開発金融公庫編『沖縄振興開発金融公庫二十年史』（平成5年、沖縄振興開発金融公庫）593ページ、沖縄振興開発金融公庫編『最近10年間の沖縄公庫の歩み—創立30周年：データブック—』（平成15年、沖縄振興開発金融公庫）4ページ、会計検査院編「決算統計」各版により作成。

表 2-3-16 沖縄振興開発金融公庫の財政投融资計画及び実績

(単位：億円)

	産業投資特別会計		資金運用部資金		簡保資金		合計	
	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績
平成元年度	3	—	911	1,186	300	300	1,214	1,486
平成2年度	3	—	993	1,443	326	326	1,322	1,769
平成3年度	3	—	1,090	1,590	357	357	1,450	1,947
平成4年度	3	—	1,435	1,945	300	300	1,738	2,245
平成5年度	3	3	1,939	2,332	300	300	2,242	2,635
平成6年度	3	2	1,804	2,184	600	600	2,407	2,786
平成7年度	3	2	2,058	1,463	600	427	2,661	1,892
平成8年度	3	0	2,022	1,480	590	432	2,615	1,912
平成9年度	5	2	2,008	1,684	472	396	2,485	2,082
平成10年度	5	2	2,102	2,017	378	363	2,485	2,382
平成11年度	5	2	2,489	1,912	446	343	2,940	2,257
平成12年度	5	2	2,116	1,011	379	181	2,500	1,194

(出所) 大蔵省(財務省)「財政金融統計月報」「財政投融资特集」各号により作成。

## 2 「沖縄振興開発金融公庫法」改正と融資制度

沖縄振興開発金融公庫の融資制度に関する法改正は以下のとおりである。公庫の産業開発資金貸付の対象は設備資金に限定されていたが、平成2年度に沖縄における産業の振興開発を更に促進するため、日本開発銀行に倣って非設備資金にまで公庫の融資対象が拡張された。同法案の趣旨説明によれば、「沖縄県における民活法、リゾート法対象事業のような社会資本整備事業は、立ち上がり期における事業者の初期負担が大きく、民間金融のみでは適切な対応が困難な場合が多いことにかんがみ、産業の振興開発に寄与する設備が主務大臣の定める事業の用に供される場合には、当該設備の取得等に関連する事業に必要な人件費、賃借料などの資金の貸し付けを行うことにより、こうした事業の立ち上がりを支援することができること」、そして「産業構造の知識集約化、情報化に伴って、技術開発の国民経済的重要性が増大していることにかんがみ、産業の振興開発に寄与する高度で新しい技術の研究開発等に必要な研究者等の人件費、試験材料費、技術導入費などの資金を貸し付けることができること」が理由として掲げられた。この法案は、3月13日に提出され、4月19日に衆議院で可決、5月30日に参議院で可決・成立し、6月5日に公布・施行された。

これによって、公庫の融資機能は立ち上がり支援資金融資、研究開発資金などの非設備資金融資にまで拡張された（「沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律」（平成2年法律第27号））。<sup>1)</sup>

その後、平成3年度には、前述のとおり日本開発銀行、北海道東北開発公庫とともに社会資本整備のための低利融資に関する法改正（「日本開発銀行法等の一部を改正する法律」平成3年法律第43号）、及び国民金融公庫等とともに進学資金だけでなく在学中に必要な資金の融資も行えるようにするための法改正（「国民金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律」（平成3年法律第44号））が実施された。<sup>2)</sup>

平成5年度には、老人訪問看護事業の普及のため、「社会福祉・医療事業団法」とともに「沖縄振興開発金融公庫法」の改正が行われ、指定老人訪問看護事業を行う医療法人及びその他政令で定める者に対して必要な資金の融資が可能となった（「社会福祉・医療事業団法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律」（平成5年法律第28号））。<sup>3)</sup>

平成10年度には、日本開発銀行、北海道東北開発公庫等とともに貸し渋り等による信用収縮対策のための法改正が実施された（「日本開発銀行法等の一部を改正する法律」（平成10年法律第144号））。<sup>4)</sup>

〔注〕

- 1) 沖縄振興開発金融公庫編『沖縄振興開発金融公庫二十年史』（平成5年、沖縄振興開発金融公庫）192-193ページ、参議院法制局「第118回国会制定法審議要録」76-78、334ページ。
- 2) 参議院法制局「第120回国会制定法審議要録」142-146ページ。
- 3) 参議院法制局「第126回国会制定法審議要録」97-99ページ。
- 4) 参議院法制局「第144回国会制定法審議要録」1-4ページ。

## 第6節 公営企業金融公庫

### 1 公庫の概要<sup>1)</sup>

「公営企業金融公庫法」(昭和32年法律第83号)第1条によれば、公営企業金融公庫は、「公営企業の健全な運営に資するため、特に低利、かつ、安定した資金を必要とする地方公共団体の公営企業の地方債につき、当該地方公共団体に対し、その資金を融通し、もつて地方公共団体の公営企業を推進し、住民の福祉の増進に寄与することを目的とする」金融機関である。

公営企業金融公庫の主な業務は、(1)水道、交通、電気、ガス等公営企業に係る起債の引受け及び起債前借金の貸付け、(2)地方道路公社が行う地方的な幹線道路の建設に要する資金の貸付け、(3)土地開発公社が行う港湾整備事業等の公営企業に相当する事業に要する資金の貸付けの3つである。これらの業務の原資となるのは、全額政府出資の出資金、公営企業債券等である。出資金は、全額産業投資特別会計からの出資であり、昭和63年度に10億円出資されて166億円となって以後、平成元年度から平成12年度の期間に新たな出資はない。公営企業金融公庫は、他の政府関係機関とは異なり、資金運用部等からの借入れを受けていない。資金調達専ら公営企業債券によっており、政府保証を付して起債市場で公募により発行する公募債及び地方公務員等共済組合を引受先とする縁故債の2種類がある。表 2-3-17に示したように、政府保証債との関わりで財政投融资計画と関係している。

昭和41年度に上水道事業を対象に、基準利率よりも低い利率で貸付けを行う特別利率制度が設立されたことに伴い、この利差補てんを行うため、昭和42年度からは国庫補給金制度が導入された。また、昭和45年度からは公営競技納付金制度が設けられ、公営企業健全化基金として利差補てんに用いられるようになった。<sup>2)</sup> 国庫補給金は昭和62年度予算から毎年減額され、表 2-3-18に示したように平成元年度の1兆882億円から漸減し、後述するように、国庫補給金制度は平成12年度をもって廃止され、平成13年度から利差補てん引当金制度が創設された。<sup>3)</sup>

〔注〕

- 1) 公営企業金融公庫の沿革については、公営企業金融公庫編『公営企業金融公庫四十年史』（平成10年、公営企業金融公庫）、公営企業金融公庫編『公営企業金融公庫史』（平成21年、公営企業金融公庫）を参照。
- 2) 公営企業金融公庫編『公営企業金融公庫史』（平成21年、公営企業金融公庫）2ページ。
- 3) 同上 9ページ、会計検査院『平成12年度決算検査報告』819-821ページ。

表 2-3-17 公営企業金融公庫の財政投融资計画及び実績の推移

(単位：億円)

	政府保証債・政府保証借入金			政府保証債・政府保証借入金	
	当初計画	実績		当初計画	実績
平成元年度	12,100	12,060	平成7年度	13,240	16,940
平成2年度	11,500	11,498	平成8年度	16,880	17,379
平成3年度	11,350	11,350	平成9年度	20,010	20,010
平成4年度	11,335	11,330	平成10年度	17,450	19,310
平成5年度	13,857	17,607	平成11年度	17,050	17,780
平成6年度	14,494	14,494	平成12年度	16,220	16,606

(出所) 大蔵省(財務省)『財政金融統計月報』『財政投融资特集』各号により作成。

表 2-3-18 公営企業金融公庫の補給金の推移

(単位：億円)

	補給金		補給金
平成元年度	108	平成7年度	55
平成2年度	94	平成8年度	50
平成3年度	84	平成9年度	41
平成4年度	76	平成10年度	29
平成5年度	73	平成11年度	20
平成6年度	61	平成12年度	14

(注) 単位未満切捨て。

(出所) 大蔵省(財務省)編『決算の説明』各年度により作成。

## 2 債券借換損失引当金制度の創設

公営企業金融公庫においては、調達手段である公営企業債券と貸付けの償還期間は大きく乖離しており、前者が10年であるのに対し、後者は5年～28年であった。そのため、貸付期間中に債券の借換えが不可欠であり、金利の情勢によっては調達コストが低いものが高いものに借り換えられて借換差損が発生す

るなど、常に金利変動リスクにさらされていた。

平成元年度において、こうした状況に対処するため、「公営企業金融公庫法施行令」に第16条として「当該事業年度において、発行済みの公営企業債券の借換えにより収益が生じたときは、その資金の貸付け及び地方債の応募に係る債券の当該事業年度末における合計額の1000分の25に相当する額に達するまで、事業年度ごとに主務大臣の承認を受けた額を債券借換損失引当金として積み立てなければならない」という文言が新たに加わり、金利変動リスクへの備えとして債券借換損失引当金制度が創設された（「公営企業金融公庫法施行令の一部を改正する政令」（平成元年政令第171号））。

その後、平成6年度において、引当金の累積限度率を年度末貸付残高の1000分の50に引き上げ、借換えによって生じた運用益については引当金に組み入れることができるよう変更された（「公営企業金融公庫法施行令の一部を改正する政令」（平成6年政令第220号））。そして、平成11年度には、累積限度率は更に1000分の80に引き上げられた（「公営企業金融公庫法施行令の一部を改正する政令」（平成11年政令第222号））。<sup>1)</sup>

〔注〕

- 1) 公営企業金融公庫編『公営企業金融公庫史』（平成21年、公営企業金融公庫）277、348-349ページ。

### 3 経済対策に伴う公営企業債券の発行

平成4年度以降の経済対策においては、公共投資の促進の一環として地方公営企業による社会資本整備が盛り込まれ、平成5年度以降、新規貸付けが増加した。この資金需要に対応するため、公営企業債券の増発が行われた。

公営企業債券の発行限度額は「公庫の予算及び決算に関する法律」に基づいて予算総則で定められている。公営企業金融公庫は、貸付計画の改定に対応して、以下にみるように当初限度額の100分の50に相当する金額まで増額できるとした弾力条項及び補正予算により発行限度額を増額した。平成4年度においては600億円、平成5年度においては3250億円、平成7年度においては3700億円、平成8年度においては500億円、それぞれ弾力条項により限度額を増額し、

平成5年度においては、4月の総合経済対策、9月の緊急経済対策を受けて、第3次補正予算で財政投融资700億円が追加された。<sup>1)</sup> 実際の発行額は、平成5年度の2兆4563億円（対前年比140%）を皮切りに平成12年度まで2兆円台を推移し、平成12年度には発行残高は22兆3628億円となった。<sup>2)</sup>

## 〔注〕

- 1) 公営企業金融公庫編『公営企業金融公庫史』（平成21年、公営企業金融公庫）260-261、273-274ページ、『国の予算』平成6年度 1146ページ。
- 2) 公営企業金融公庫編『公営企業金融公庫史』（平成21年、公営企業金融公庫）33ページ。